番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
1	前見返中		（添付別紙 1 参照）	（添付別紙 2 参照）
2	前見返中		（添付別紙 1 参照）	（添付別紙 2 参照）
3	前見返外		（添付別紙 3 参照）	（添付別紙 4 参照）
4	前見返外		（添付別紙 3 参照）	（添付別紙 4 参照）
5	18	左上図	（添付別紙 5 参照）	（添付別紙 5 参照）
6	45	注 4	❹障がい者に対する不当な差別的取り扱いの禁止と，障がい者に対する「合理的配慮（はいりょ）」を求めている。	❹企業などに対して，障がい者に対する不当な差別的取り扱いを禁止し，障がい者に対する「合理的配慮（はいりょ）」を義務づけている。

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
7	52	左下 表 1		

原文

1945	日本の降伏	女性参政権獲得
75	国際婦人年	国際連合が全世界の男女平等をめざして設定
79	女子差別撤廃条約採択	国連総会で採択（日本は85年に批准）
85	男女雇用機会均等法制定	女子差別撤廃条約にともない国内法を整備
91	育児休業法制定	子育てができる環境実現をめざす
94		高等学校家庭科　男女共修
95	育児・介護休業法制定	91年制定の育児休業法を改正。その後，数度の法改正で少しずつ制度が拡充される
97	男女雇用機会均等法改正	募集・採用，配置・昇進などについて従来の「努力義務」が「禁止」へ強化
99	男女共同参画社会基本法制定	男女が対等な立場であらゆる分野の社会活動に参加できることを目的としている
2006	男女雇用機会均等法改正	男女双方への性差別を禁止 「間接差別」*を禁止。妊娠・出産・産休の規定を理由にした不利益扱いを禁止　など
13	男女雇用機会均等法改正	間接差別の対象を拡大 同性へのセクシュアル・ハラスメントも禁止　など
15	女性活躍推進法制定	女性の職業生活での活躍推進をめざす 大企業に行動計画の策定を義務づけ
15	SDGsが国連で採択	持続可能な開発のための2030アジェンダの17目標の一つに「ジェンダー平等を実現しよう」をかかげる
18	政治分野の男女共同参画推進法制定	政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進することをめざす。法的強制力はない
19	男女雇用機会均等法改正	職場でのセクシュアル・ハラスメント防止を強化

＊間接差別とは，一見，性別とは関係のないように見える基準が，結果的に一方に不利益になること。

訂正文

1945	日本の降伏	女性参政権獲得
75	国際婦人年	国際連合が全世界の男女平等をめざして設定
79	女子差別撤廃条約採択	国連総会で採択（日本は85年に批准）
85	男女雇用機会均等法制定	女子差別撤廃条約にともない国内法を整備
91	育児休業法制定	子育てができる環境実現をめざす
94		高等学校家庭科　男女共修
95	育児・介護休業法制定	91年制定の育児休業法を改正。その後，数度の法改正で少しずつ制度が拡充される
97	男女雇用機会均等法改正	募集・採用，配置・昇進などについて従来の「努力義務」が「禁止」へ強化
99	男女共同参画社会基本法制定	男女が対等な立場であらゆる分野の社会活動に参加できることを目的としている
2006	男女雇用機会均等法改正	男女双方への性差別を禁止 「間接差別」*を禁止。妊娠・出産・産休の規定を理由にした不利益扱いを禁止　など
13	男女雇用機会均等法改正	間接差別の対象を拡大 同性へのセクシュアル・ハラスメントも禁止　など
15	女性活躍推進法制定	女性の職業生活での活躍推進をめざす。一定数の労働者を雇用している企業に行動計画の策定を義務づけ
15	SDGsが国連で採択	持続可能な開発のための2030アジェンダの17目標の一つに「ジェンダー平等を実現しよう」をかかげる
18	政治分野の男女共同参画推進法制定	政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進することをめざす。法的強制力はない
19	男女雇用機会均等法改正	職場でのセクシュアル・ハラスメント防止を強化

＊間接差別とは，一見，性別とは関係のないように見える基準が，結果的に一方に不利益になること。

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
8	63	右上 グラフ４	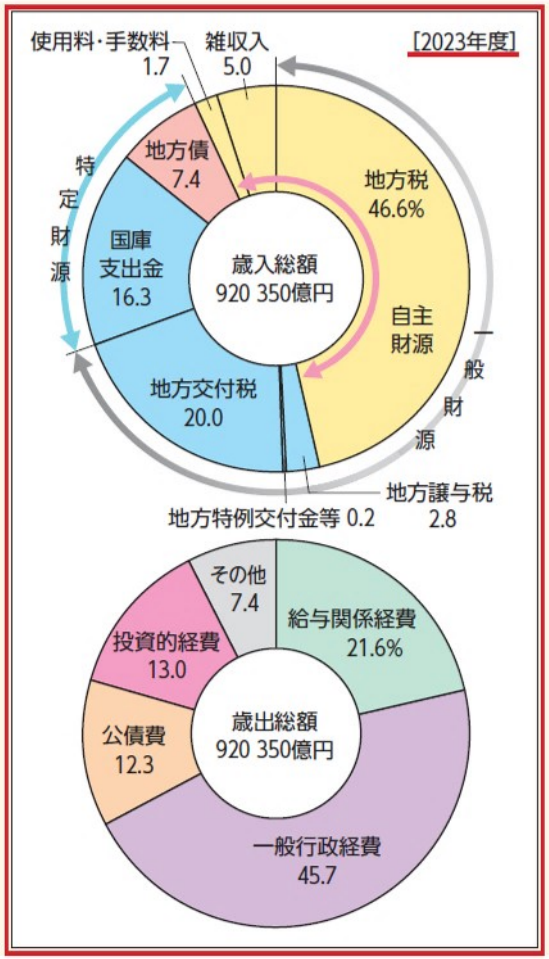	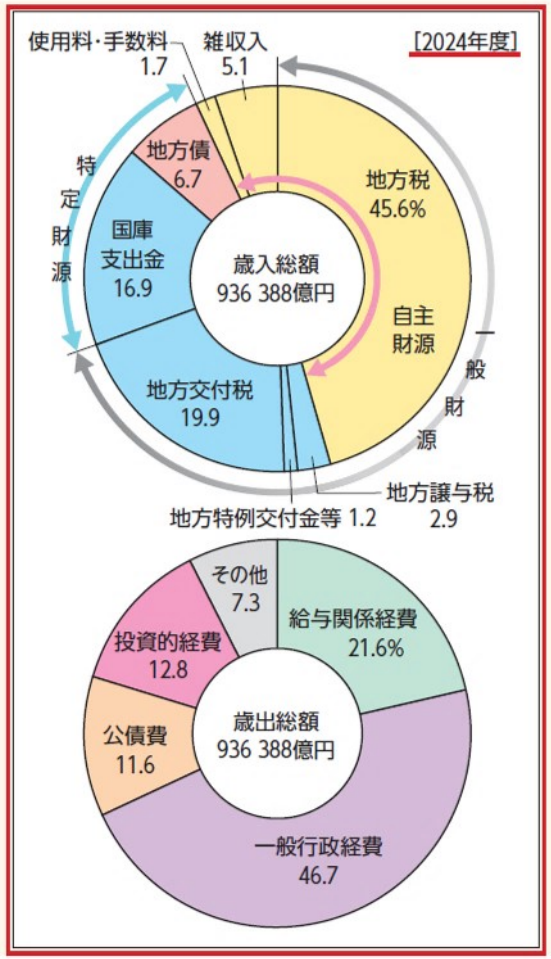

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
9	66	右下 図２	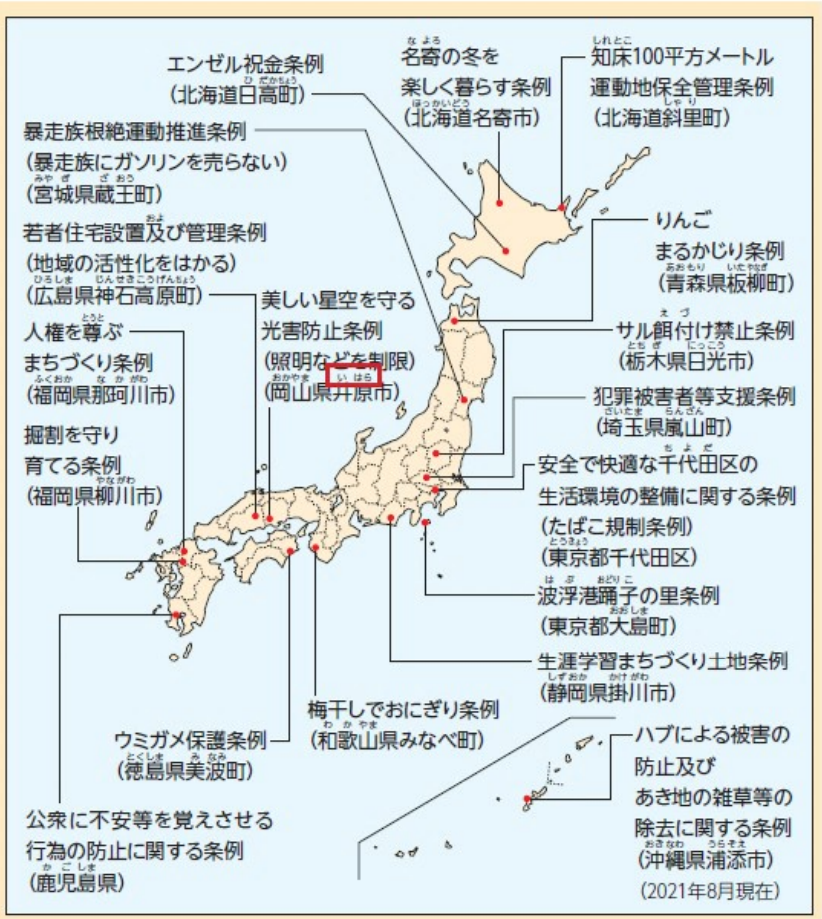	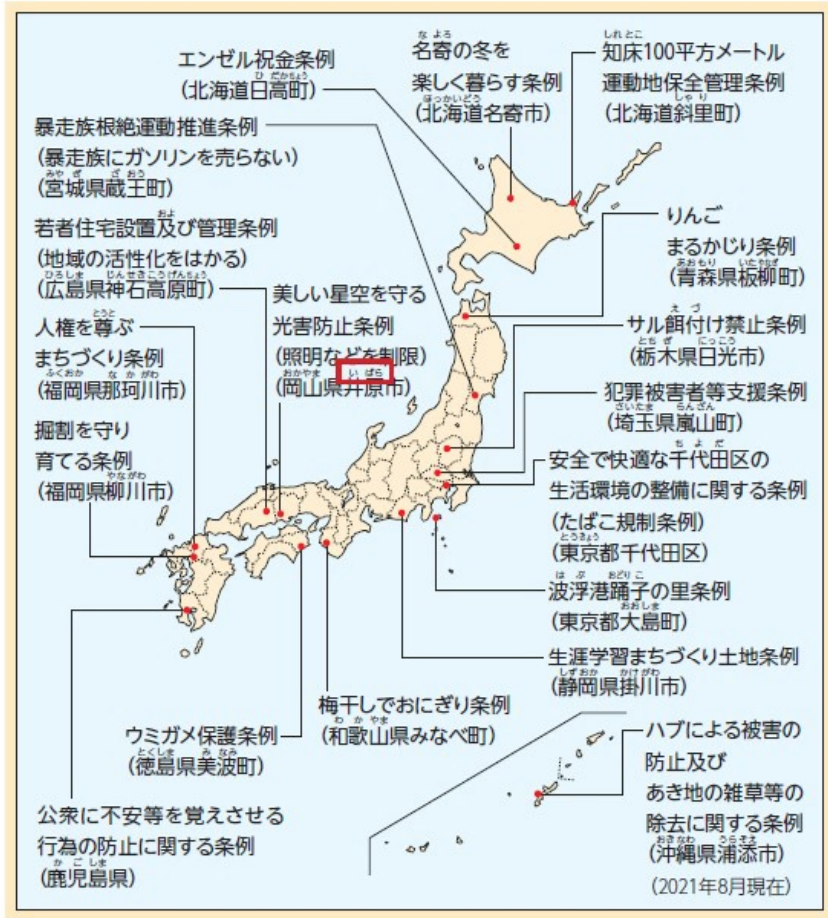
10	77	注４	❹選挙運動の統括責任者や出納責任者など，候補者と一定の関係にある者が買収などの選挙違反で刑に処せられた場合，候補者の当選は無効となり，その選挙区で５年間は立候補できない。	❹選挙運動の総括主宰者や出納責任者など，候補者と一定の関係にある者が買収などの選挙違反で刑に処せられた場合，候補者の当選は無効となり，その選挙区で５年間は立候補できない。

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
11	100	左下 図２	通知書 次の契約を解除することを通知します。 契約年月日　○○年○月○日 商品名　○○○○○○○ 契約金額　○○○○円 販売会社　株式会社 ××× □□営業所 担当者　○○○○ 支払った代金○○○○円を返金し、商品を引き取ってください。 ○○年○月○日 ○○県○○市○○町○丁目○番○号 氏名　○○○○ （裏面） クーリング・オフするときは，必ず書面で通知する。証拠としてはがきの両面をコピーして，発信の記録が残る特定記録郵便や簡易書留で送る。	通知書 次の契約を解除することを通知します。 契約年月日　○○年○月○日 商品名　○○○○○○○ 契約金額　○○○○円 販売会社　株式会社 ××× □□営業所 担当者　○○○○ 支払った代金○○○○円を返金し、商品を引き取ってください。 ○○年○月○日 ○○県○○市○○町○丁目○番○号 氏名　○○○○ （裏面） 証拠としてはがきの両面をコピーして，発信の記録が残る特定記録郵便や簡易書留で送る。 ＊電子メールなどの電磁的記録による通知も可能
12	100	右下 図４	（添付別紙５参照）	（添付別紙５参照）
13	100	右下 図４	（添付別紙５参照）	（添付別紙５参照）

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
14	107	右上 図3 キャプション	**3刑罰の種類**　国または地方公共団体が国民に科す金銭罰である「過料」は，刑罰ではない。❓これらの刑罰は，生命を奪う「生命刑」，自由を剥奪する「自由刑」，財産的利益を剥奪する「財産刑」のうち，それぞれどれに分類されるだろうか。	**3刑罰の種類**　懲役と禁錮は2024年6月から拘禁刑に一本化される。国または地方公共団体が国民に科す金銭罰である「過料」は，刑罰ではない。❓これらの刑罰はそれぞれ，生命を奪う「生命刑」，自由を剥奪する「自由刑」，財産的利益を剥奪する「財産刑」のどれに分類されるだろうか。
15	112	「つかむ」 内・ 右段 1-3	シー会社も増えている(4)。一方，アメリカなどでは，自家用車を用いたライドシェアサービスが普及しており，タクシー事業と競合する関係になっている。	シー会社も増えている(4)。タクシーが不足する地域では，タクシー事業者の管理のもと自家用車で利用者を運ぶライドシェアが，2024年にはじまった。
16	125	上グラフ	（添付別紙 6 参照）	（添付別紙 6 参照）
17	125	上グラフ	（添付別紙 6 参照）	（添付別紙 6 参照）
18	130	導入内 ・5-12	日本では2016年に，金融機関が日本銀行に預けている預金の一部の金利をマイナスにするという「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」が導入された。これは，金融機関が日銀への預金を減らすことで企業などへの貸し出しを増加させ，物価上昇や経済活性化を期待したものである。 私たちにとっては，結果的に，住宅ローン金利が下がり，不動産が買いやすくなった一方，銀行の預金金利は低下し，ATM使用料などの手数料を引き上げる金融機関も出てきた。	日本では2016年に，金融機関が日本銀行に預けている預金の一部の金利をマイナスにするという「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」が導入された（2024年に解除）。これは，金融機関が日銀への預金を減らすことで企業などへの貸し出しを増加させ，物価上昇や経済活性化を期待したものである。 私たちにとっては，結果的に，住宅ローン金利が下がり，不動産が買いやすくなった一方，銀行の預金金利は低下し，ATM使用料などの手数料を引き上げる金融機関もあった。
19	130	注 3	❸日本銀行が直接供給する通貨量（マネタリーベース）を年間約60～80兆円増加させるなどして，物価上昇率2％というインフレ率の目標（インフレ・ターゲット）を実現させようとするもの。	❸日本銀行が直接供給する通貨量（マネタリーベース）を年間約60～80兆円増加させるなどして，物価上昇率2％というインフレ率の目標（インフレ・ターゲット）を実現させようとした。2024年に日本銀行はこの政策をあらため，金利を政策目標とする従来の政策にもどした。
20	131	右上 グラフ 4	（添付別紙 6 参照）	（添付別紙 6 参照）

<table>
<tr><th rowspan="2">番号</th><th colspan="2">訂正箇所</th><th rowspan="2">原文</th><th rowspan="2">訂正文</th></tr>
<tr><th>ページ</th><th>行</th></tr>
<tr><td>21</td><td>131</td><td>右上
グラフ４</td><td>（添付別紙６参照）</td><td>（添付別紙６参照）</td></tr>
<tr><td>22</td><td>134</td><td>右下
グラフ２</td><td> 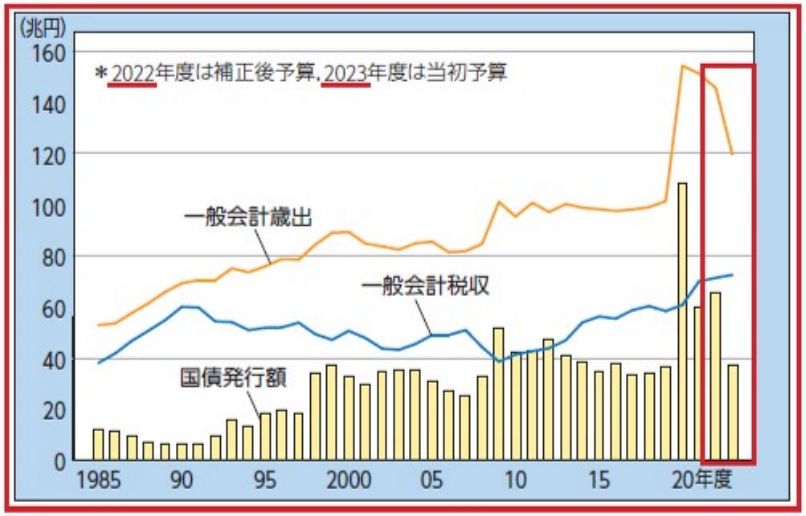
</td><td>
</td></tr>
<tr><td>23</td><td>137</td><td>左上
グラフ３</td><td>（添付別紙７参照）</td><td>（添付別紙７参照）</td></tr>
<tr><td>24</td><td>139</td><td>左上
グラフ５</td><td>（添付別紙７参照）</td><td>（添付別紙７参照）</td></tr>
<tr><td>25</td><td>142</td><td>注１</td><td>❶1975年に1.91だったのが，2005年には1.26まで低下した（2022年は1.26）。</td><td>❶1975年に1.91だったのが，2005年には1.26まで低下した（2023年は1.20）。</td></tr>
<tr><td>26</td><td>152</td><td>右下
表２</td><td><table>
<tr><td>時間外労働の上限規制</td><td>月45時間以内，年360時間以内が原則（特別な事情がある場合でも月100時間以内，2～6か月平均80時間以内，年720時間以内）</td></tr>
<tr><td>勤務間インターバル制度</td><td>前日終業時刻と翌日始業時刻の間の確保</td></tr>
<tr><td>有給休暇取得の義務づけ</td><td>年休10日以上ある人は最低5日以上取得</td></tr>
</table></td><td><table>
<tr><td>時間外労働の上限規制</td><td>月45時間以内，年360時間以内が原則（特別な事情がある場合でも月100時間未満，2～6か月平均80時間以内，年720時間以内）</td></tr>
<tr><td>勤務間インターバル制度</td><td>前日終業時刻と翌日始業時刻の間の確保</td></tr>
<tr><td>有給休暇取得の義務づけ</td><td>年休10日以上ある人は最低5日以上取得</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
27	157	注6	❻**育児・介護休業法**は，休業を申しでたことで不利益に扱うことの禁止などを定めている。高年齢者雇用安定法は，65歳までの継続雇用制度を義務づけている。**障害者雇用促進法**は，障がい者の雇用促進のため，事業者に対し従業員の一定比率(民間企業は2.3%)を障がい者とするよう義務づけている。	❻**育児・介護休業法**は，休業を申しでたことで不利益に扱うことの禁止などを定めている。高年齢者雇用安定法は，65歳までの継続雇用制度を義務づけている。**障害者雇用促進法**は，障がい者の雇用促進のため，事業者に対し従業員の一定比率(民間企業は2.5%)を障がい者とするよう義務づけている。
28	179	14	1989年には総額で世界第一位となった(現在は第四位)。[8]	1989年には総額で世界第一位となった(2021年現在は第三位)。[8]
29	179	左上 図7	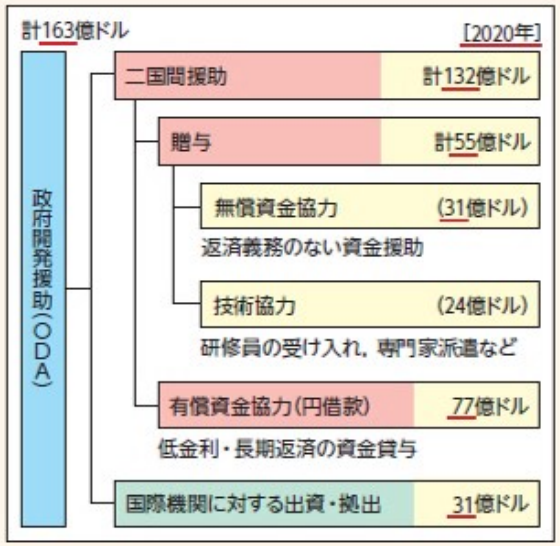	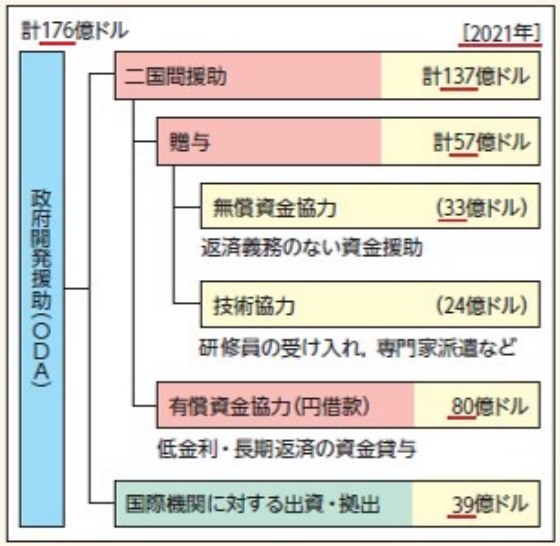
30	179	右上 グラフ8	(添付別紙7参照)	(添付別紙7参照)
31	189	上グラフ	(添付別紙8参照)	(添付別紙8参照)
32	189	上グラフ	(添付別紙8参照)	(添付別紙8参照)

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
33	190	左 図２	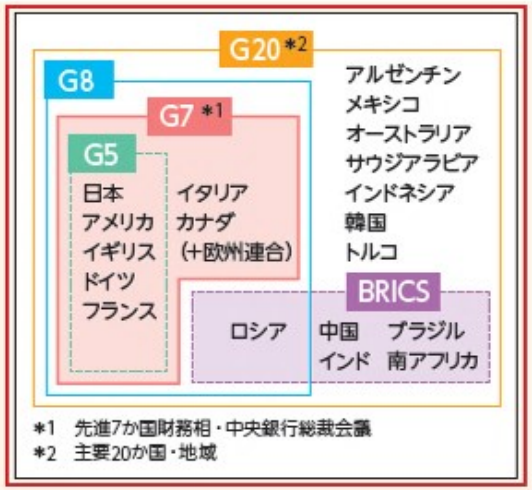	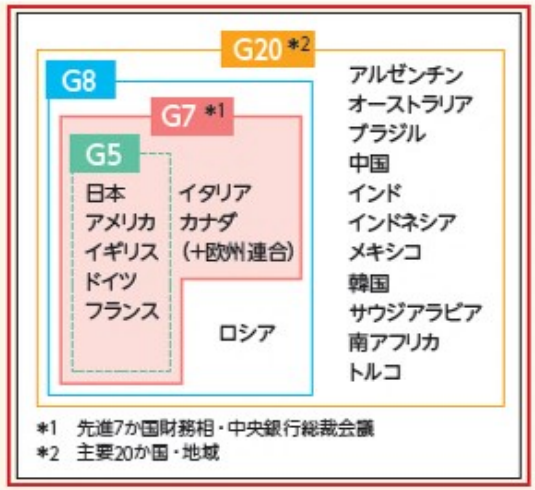
34	191	14 および 側注欄	（添付別紙８参照）	（添付別紙８参照）
35	191	21 および 注９	（添付別紙８参照）	（添付別紙８参照）
36	191	17	（添付別紙８参照）	（添付別紙８参照）
37	192	注３	❸世界銀行は，「一人１日1.90ドル未満で生活」する絶対的貧困を国際貧困ライン（2015年基準）として設定している。	❸世界銀行は，「一人１日2.15ドル未満で生活」する絶対的貧困を国際貧困ライン（2022年基準）として設定している。
38	192	注４	❹LDCは，国連総会の決議により，特に開発が遅れていると認定された国のこと。国民一人あたりのGNIが1,018ドル以下であるなどが条件となる。３年に一度，認定国の見直しが行われ，46か国が該当（がいとう）する（2021年現在）。	❹LDCは，国連総会の決議により，特に開発が遅れていると認定された国のこと。国民一人あたりのGNIが1,088ドル以下であるなどが条件となる。３年に一度，認定国の見直しが行われ，45か国が該当（がいとう）する（2023年現在）。

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
39	194	左段 3	SDGsは，2000年に国連サミットで採択されたMDGs	SDGsは，2000年の国連サミットを受けて定められたMDGs
40	202	「新聞・雑誌」内	（添付別紙８参照）	（添付別紙８参照）
41	220	側注欄	第95条 **特別法**　特別の地域のみに適用される法律。広島平和記念都市建設法，国際港都市建設法（横浜，神戸）などがある。	第95条 **特別法**　特別の地域のみに適用される法律。広島平和記念都市建設法，国際港都建設法（横浜，神戸）などがある。
42	224	左段９ - 右段１	（添付別紙９参照）	（添付別紙 10 参照）
43	225	右段 40-43	（添付別紙９参照）	（添付別紙 10 参照）
44	230	右段 24-25	（添付別紙 11 参照）	（添付別紙 12 参照）
45	後見返中		（添付別紙 13 参照）	（添付別紙 14 参照）
46	後見返中		（添付別紙 13 参照）	（添付別紙 14 参照）
47	後見返中		（添付別紙 13 参照）	（添付別紙 14 参照）

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
48	143	左上 図 4	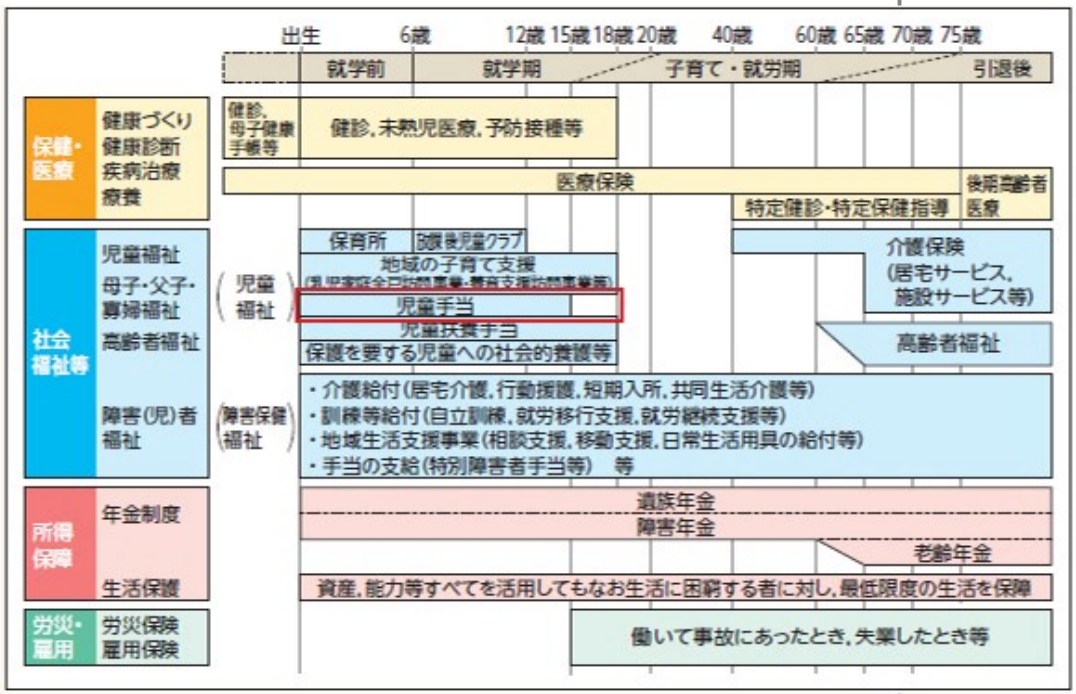	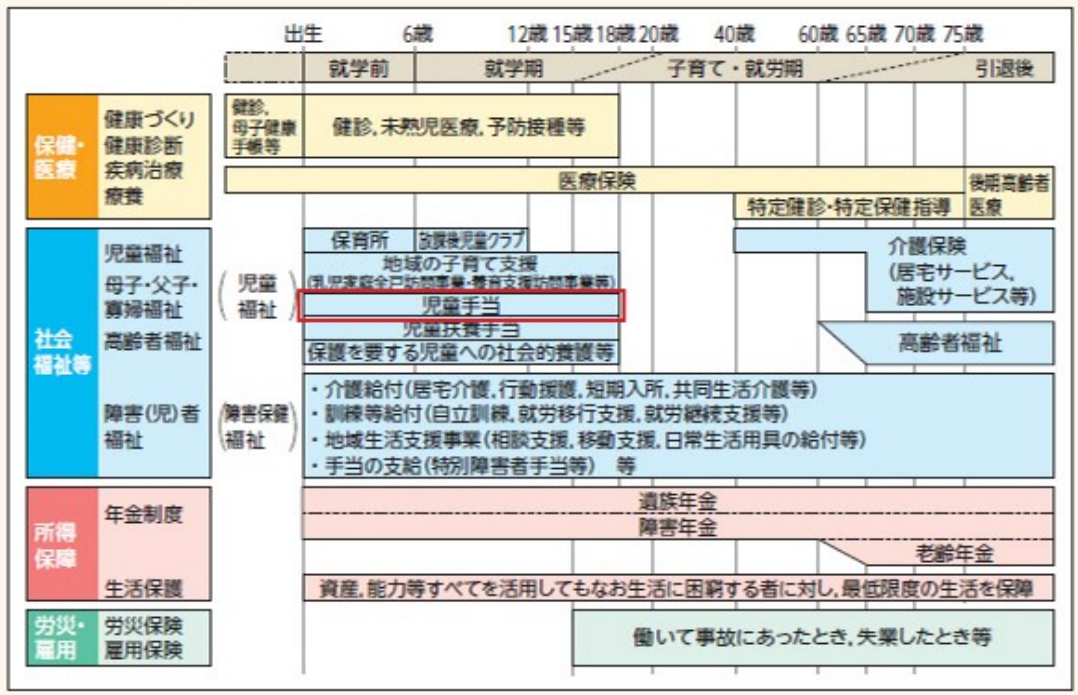

別紙　1

図書の記号・番号	公共 701

番号	原文
1	

世界の国々とその結合

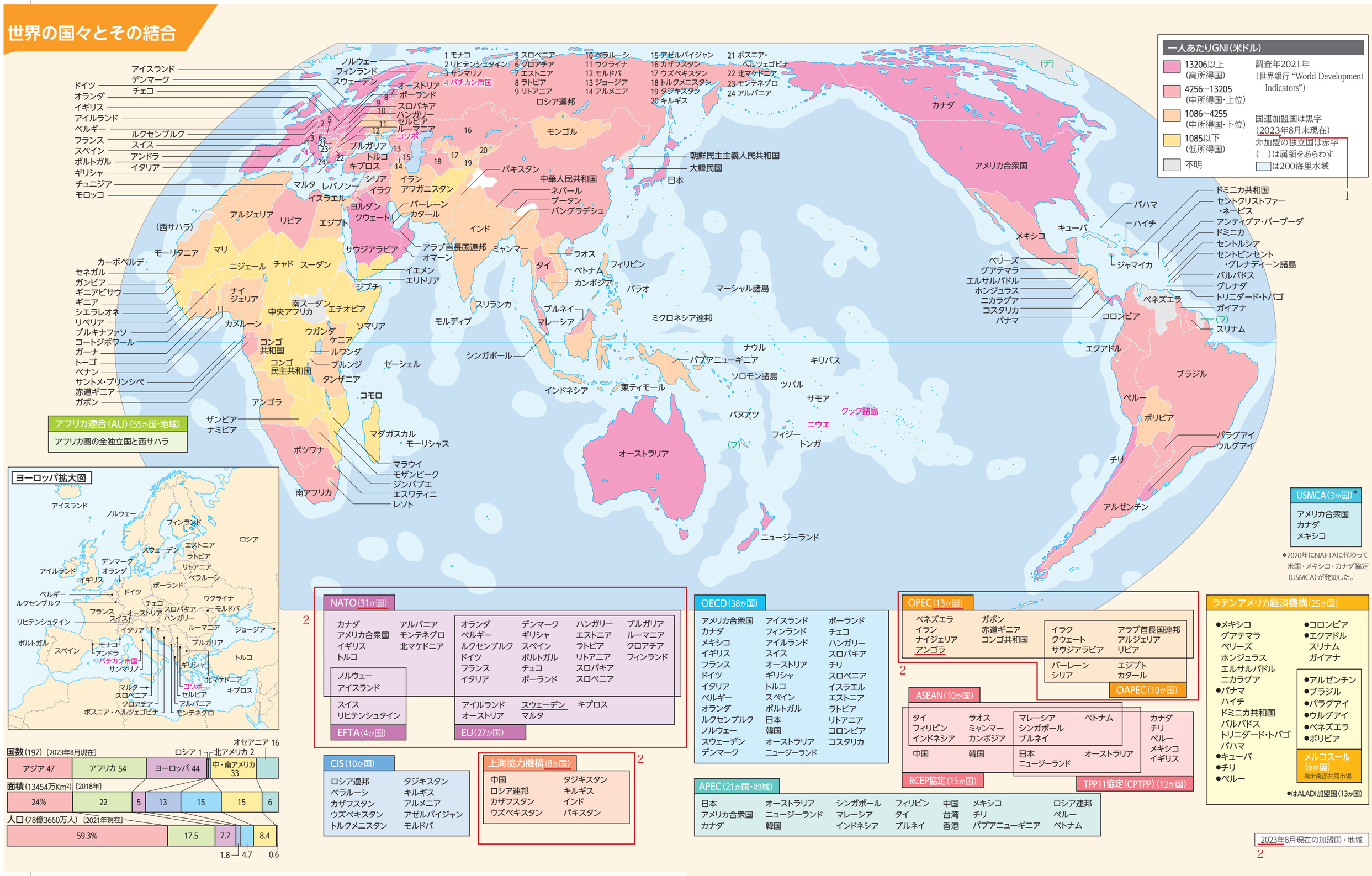

別紙　2

図書の記号・番号	公共 701

番号	訂正文
1 2	

世界の国々とその結合

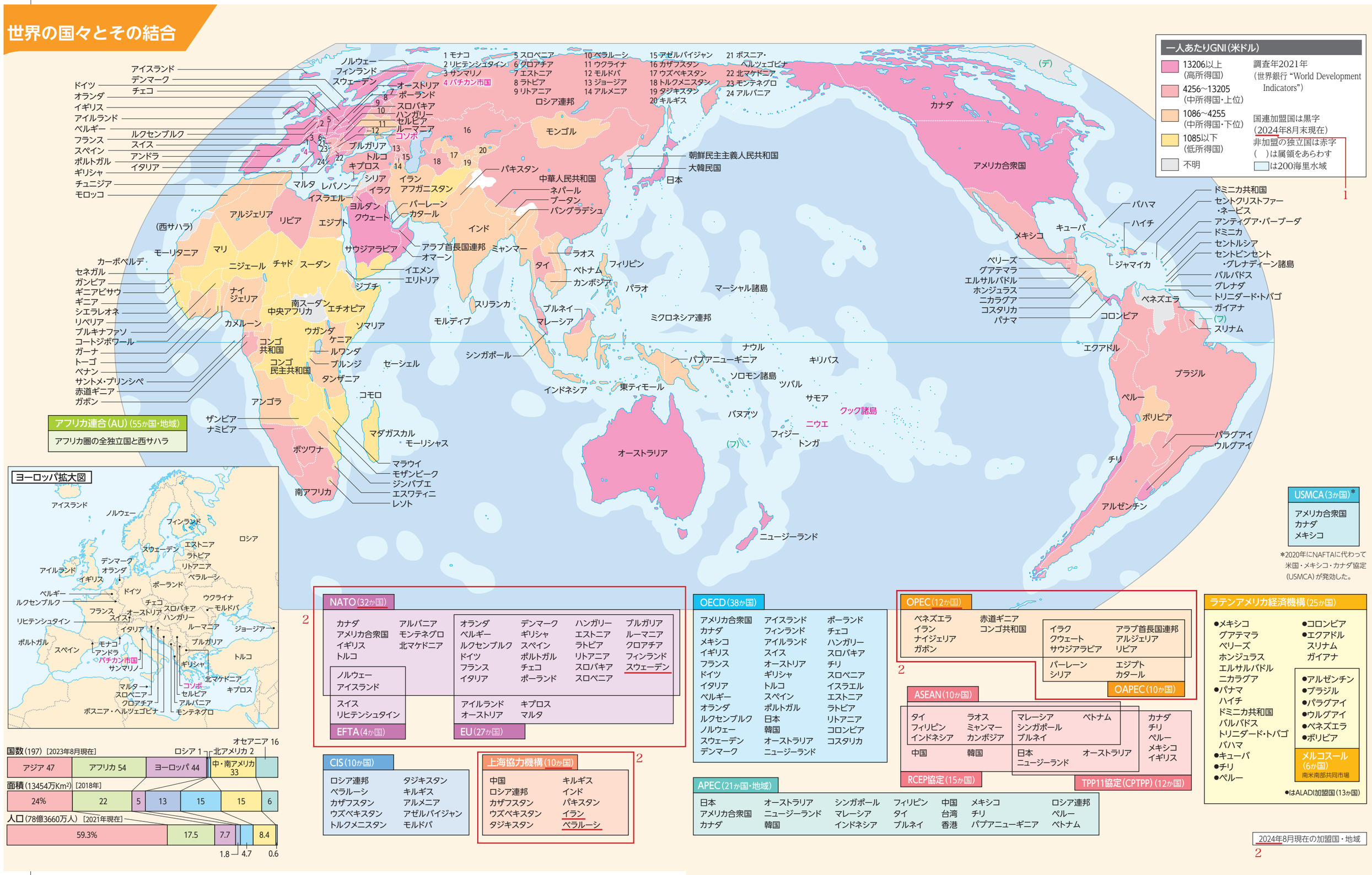

図書の記号・番号	公共 701

番号	原文
3 4	

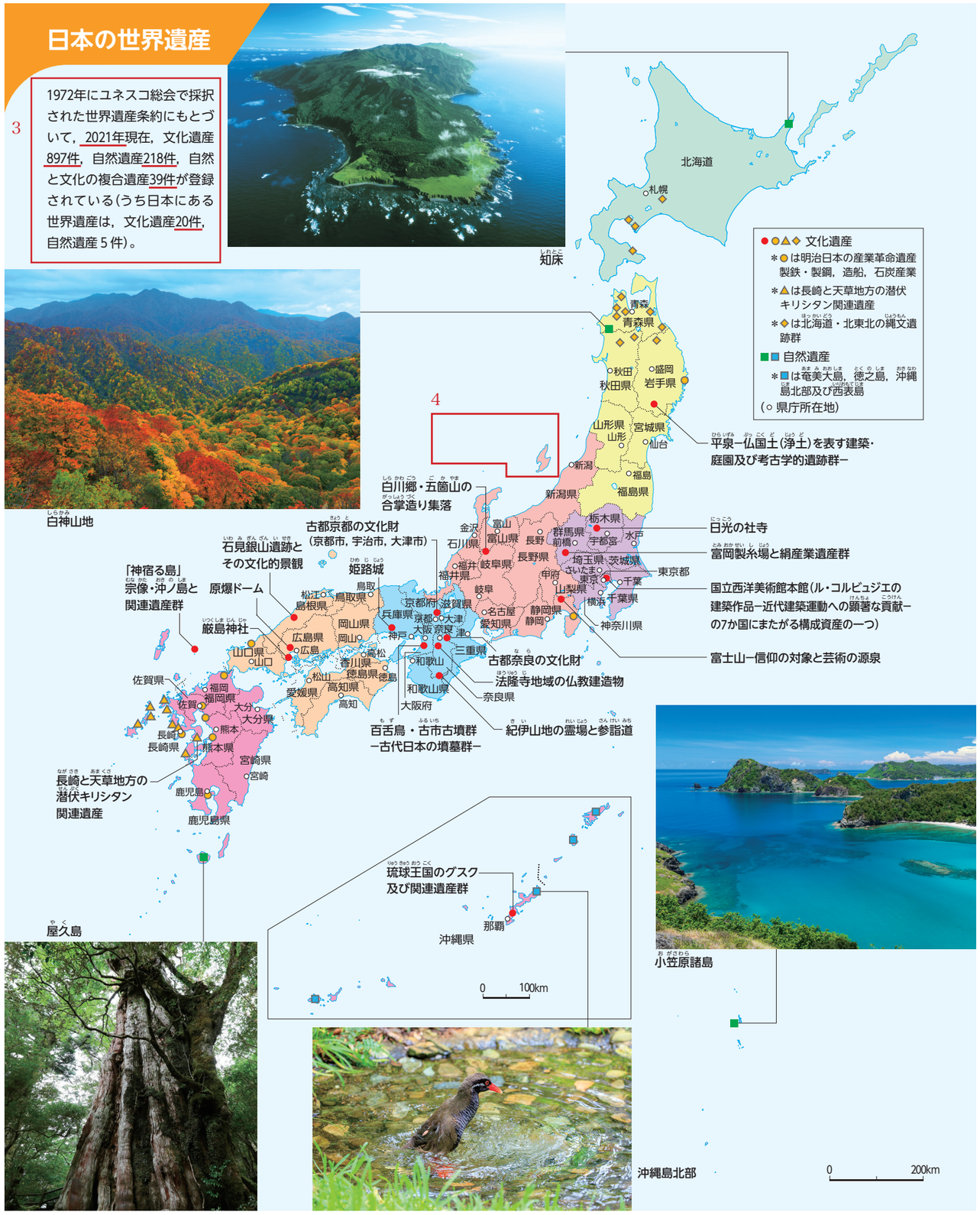

別紙　4

図書の記号・番号	公共 701

番号	訂正文
3 4	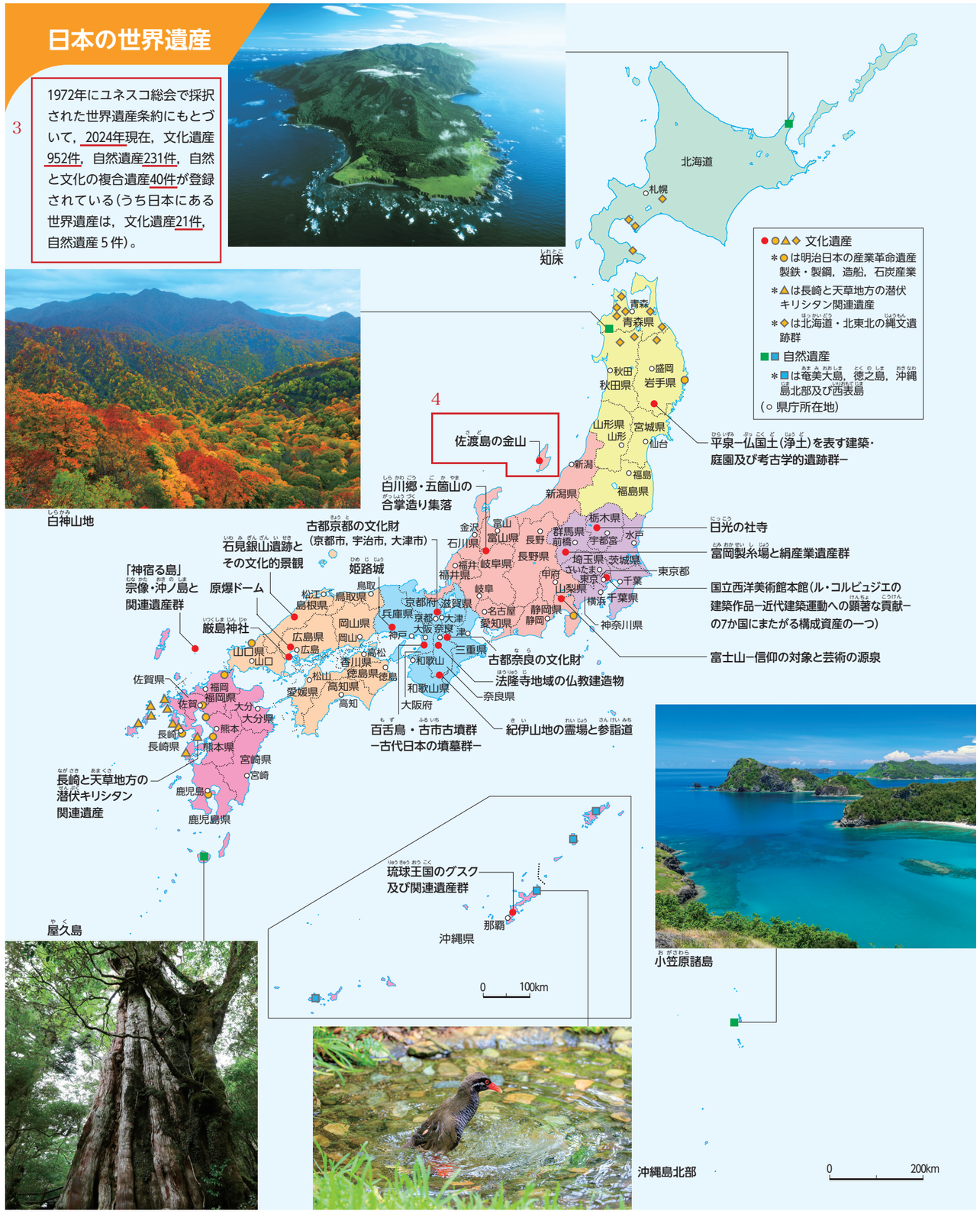

図書の記号・番号	公共 701

番号	原文	訂正文
5	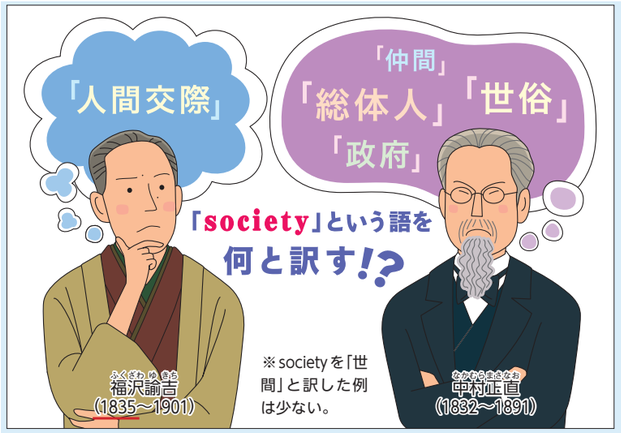	
12 13	13 **1 不実告知**(第4条1項1号) 契約内容や条件などの重要事項について事実と異なることを告げ，消費者がそれを事実と誤認して行った契約 **2 断定的判断の提供**(第4条1項2号) 将来の変動が不確実な事項について断定的判断を提供し，消費者がその判断を確実と誤認して行った契約 **3 不利益事実の不告知**(第4条2項) 消費者に不利益になる事実を故意に告げなかったことにより，消費者が誤認して行った契約 12 **4 不退去・退去妨害**(第4条3項1号・2号) 消費者が退去を求めるにもかかわらず事業者が退去しないときや，本人が退去したいと意思を示しているにもかかわらず退去できないために消費者が困惑し行った契約 **5 不安をあおる告知**(第4条3項3号) 消費者が感じている不安を知りながら，不安をあおる言動で消費者を勧誘 **6 恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用**(第4条3項4号) 消費者がいだいている恋愛感情等につけこみ，契約してくれないと関係を続けることができないと告げて勧誘 **7 加齢等による判断力の低下の不当な利用**(第4条3項5号) 年をとったことで判断力が低下した消費者の不安を知りながら，事業者が不安をあおって勧誘 **8 霊感等による知見を用いた告知**(第4条3項6号) 「私には霊がみえる。あなたには霊がついており，このままでは病気が悪化する」などと告げ，消費者の不安をあおって勧誘 **9 契約締結前に債務の内容を実施等**(第4条3項7号・8号) たとえば，さお竹の注文を受ける前に消費者が必要な寸法にさお竹を切断し，消費者に契約を迫る **10 過量な内容の契約**(第4条4項) 目的となる物品などの分量などが消費者にとって通常想定されるものを著しくこえることを事業者が知りながら勧誘し，行われた契約 13	13 **1 不実告知**(第4条1項1号) 契約内容や条件などの重要事項について事実と異なることを告げ，消費者がそれを事実と誤認して行った契約 **2 断定的判断の提供**(第4条1項2号) 将来の変動が不確実な事項について断定的判断を提供し，消費者がその判断を確実と誤認して行った契約 **3 不利益事実の不告知**(第4条2項) 消費者に不利益になる事実を故意に告げなかったことにより，消費者が誤認して行った契約 **4 過量な内容の契約**(第4条4項) 目的となる物品などの分量などが消費者にとって通常想定されるものを著しくこえることを事業者が知りながら勧誘し，行われた契約 **5 消費者を困惑させる行為**(第4条3項) 12 ・消費者が退去を求めるにもかかわらず事業者が退去しなかったり(不退去)，消費者が退去したいと意思を示しているにもかかわらず退去できなかったり(退去妨害)，退去困難な場所に連れて行かれたりすることで消費者が困惑し行った契約 ・消費者が第三者へ連絡したいといったが，威圧する言動をまじえて妨害して勧誘 ・消費者が感じている不安を知りながら，不安をあおる言動で消費者を勧誘(不安をあおる告知) ・消費者がいだいている恋愛感情等につけこみ，契約してくれないと関係を続けることができないと告げて勧誘(恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用) ・年をとったことで判断力が低下した消費者の不安を知りながら，事業者が不安をあおって勧誘(加齢等による判断力の低下の不当な利用) ・「私には霊がみえる。あなたには霊がついており，このままでは病気が悪化する」などと告げ，消費者の不安をあおって勧誘(霊感等による知見を用いた告知) ・たとえば，さお竹の注文を受ける前に消費者が必要な寸法にさお竹を切断し，消費者に契約を迫る(契約締結前に債務の内容を実施等)

図書の記号・番号	公共 701

番号	原文	訂正文
16 17	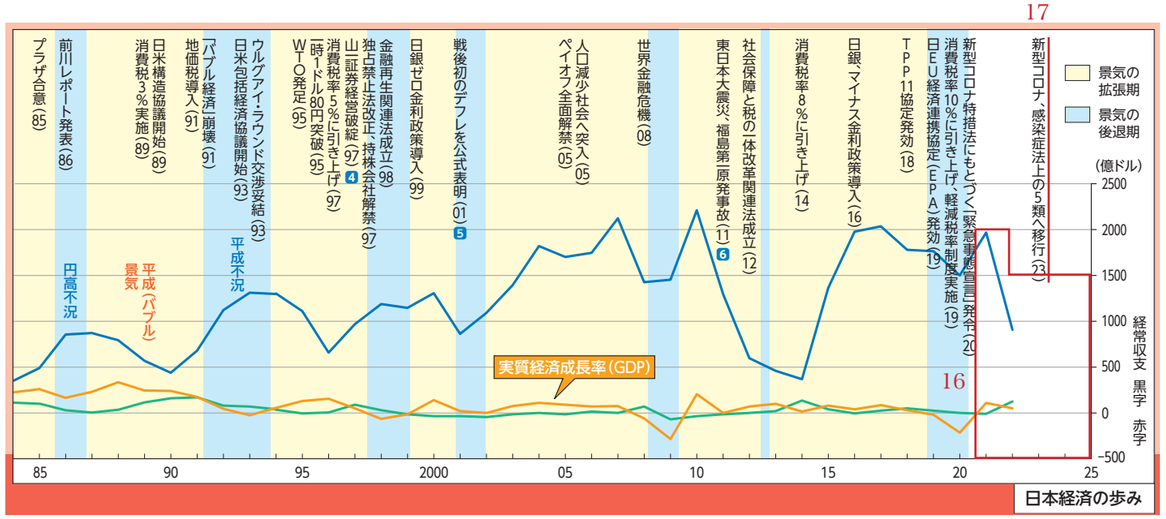	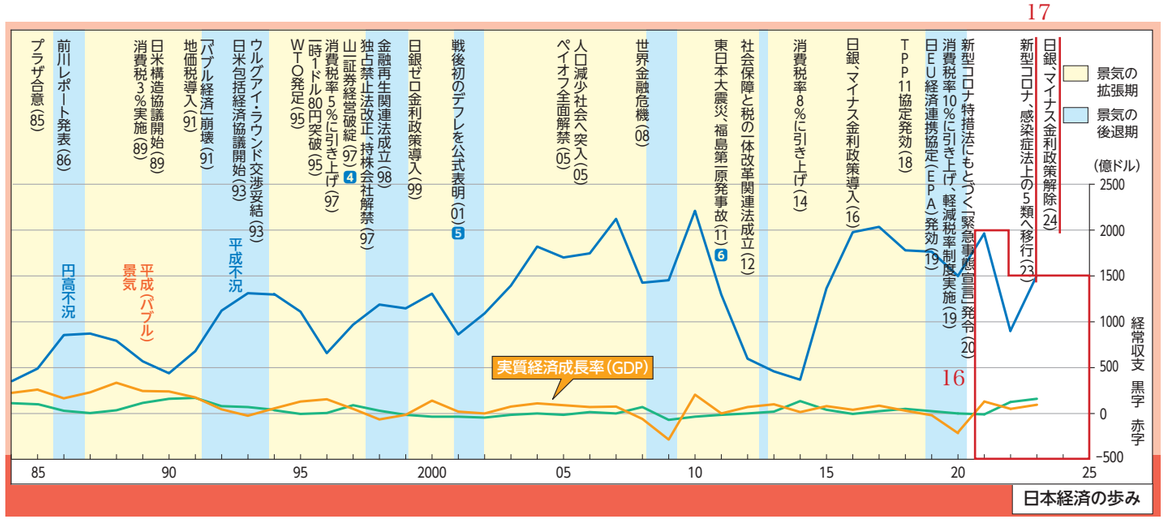
20 21	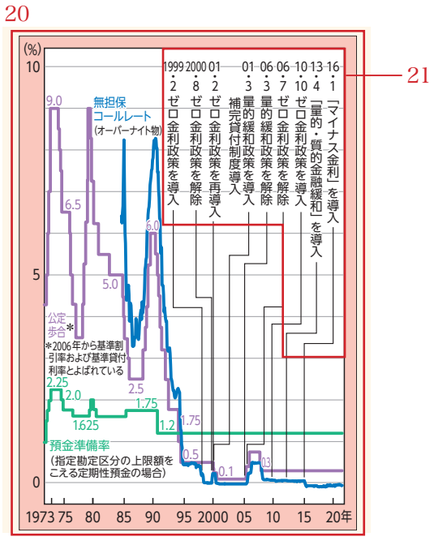	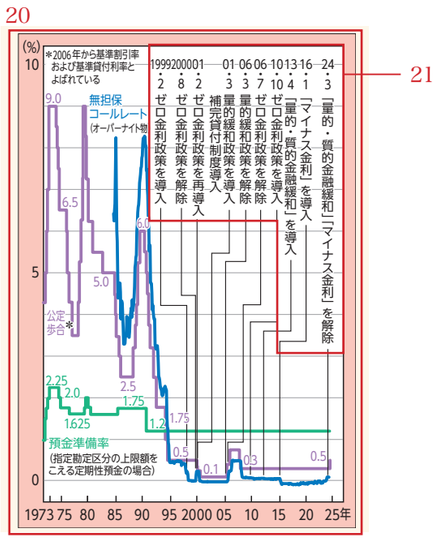

図書の記号・番号	公共 701

番号	原文	訂正文
23	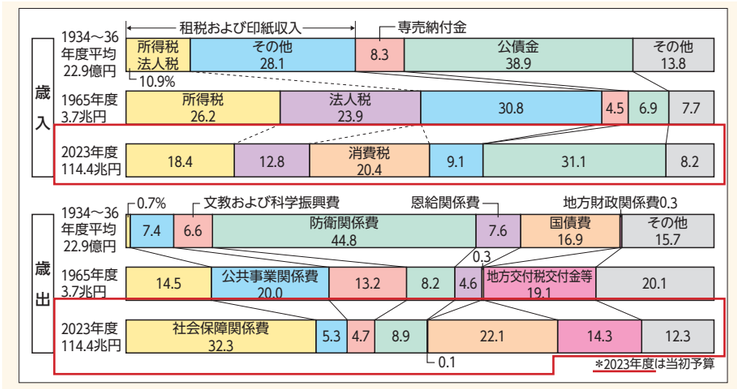	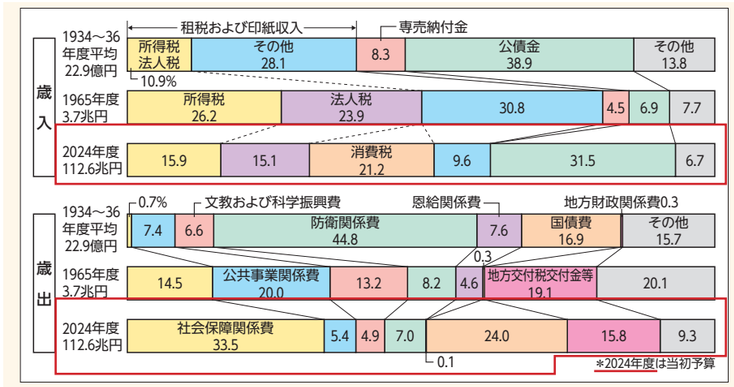
24	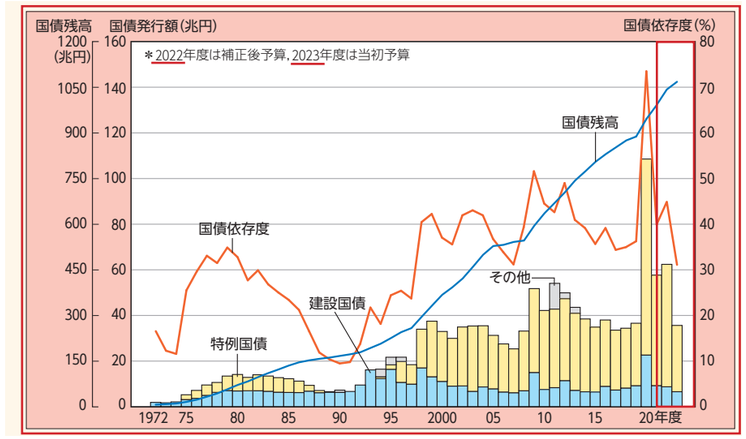	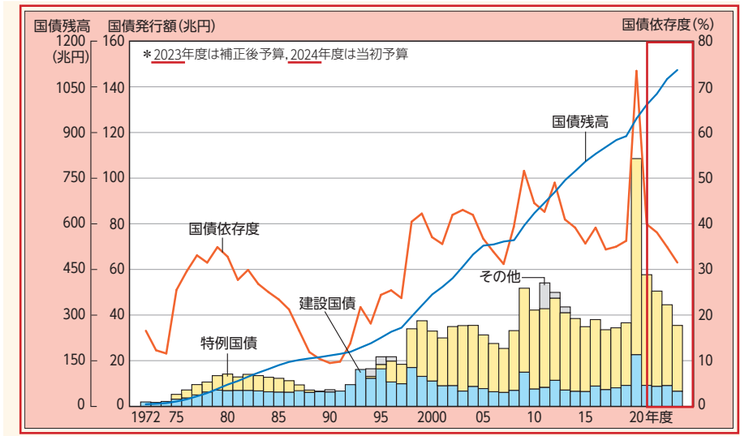
30	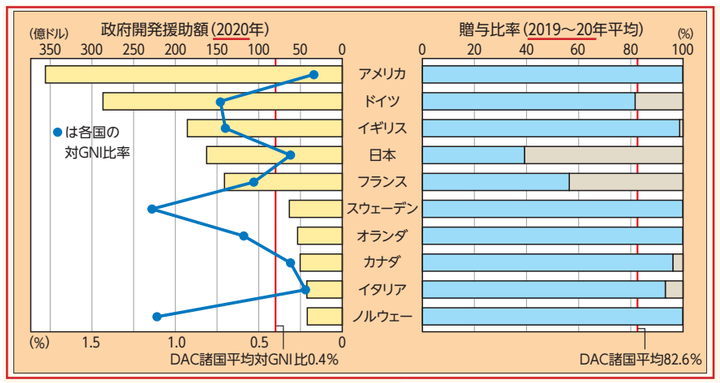	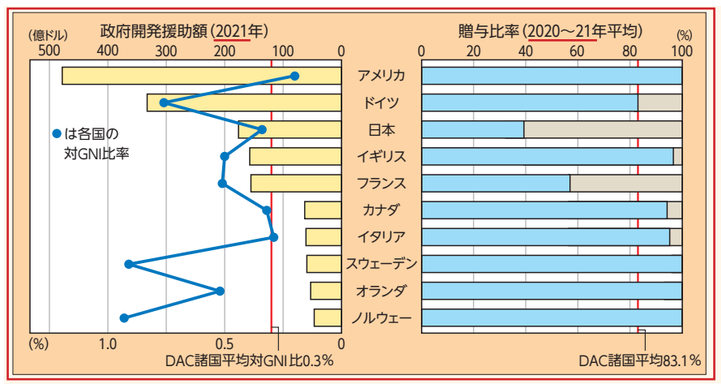

別紙　8

図書の記号・番号	公共 701

<table>
<tr><th>番号</th><th>原文</th><th>訂正文</th></tr>
<tr><td>31
32</td><td>

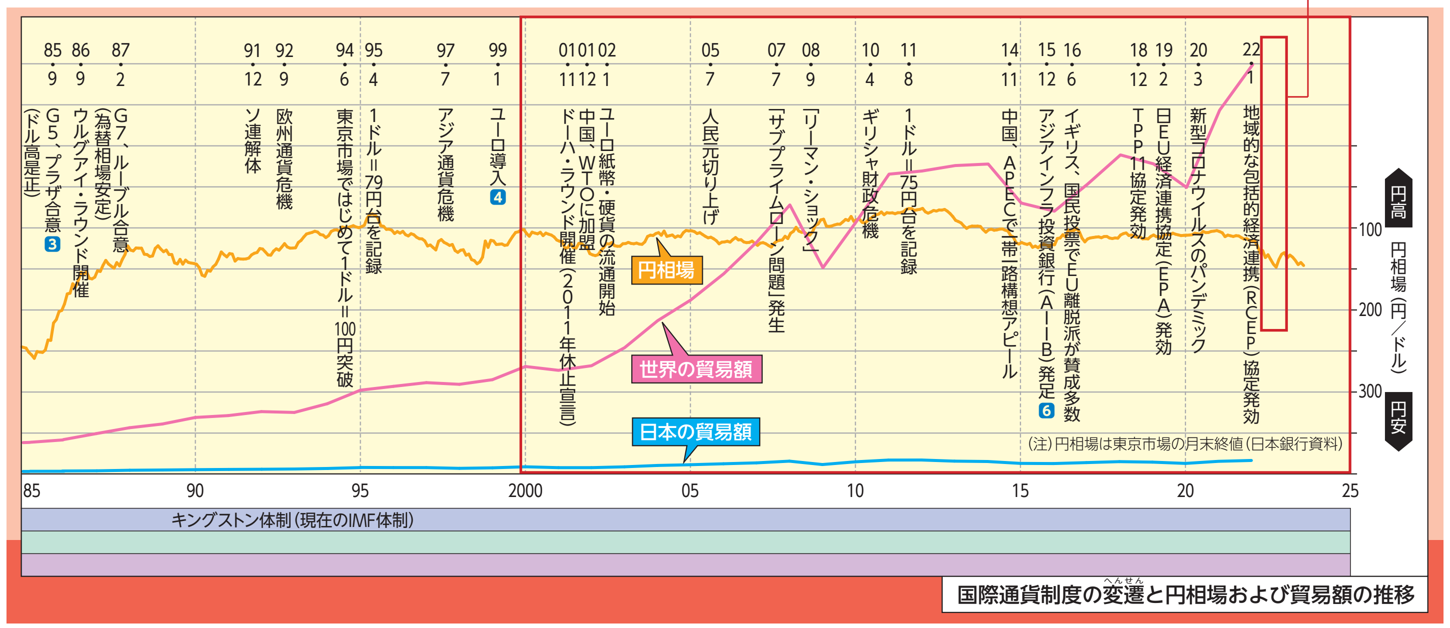

国際通貨制度の変遷と円相場および貿易額の推移

</td><td>

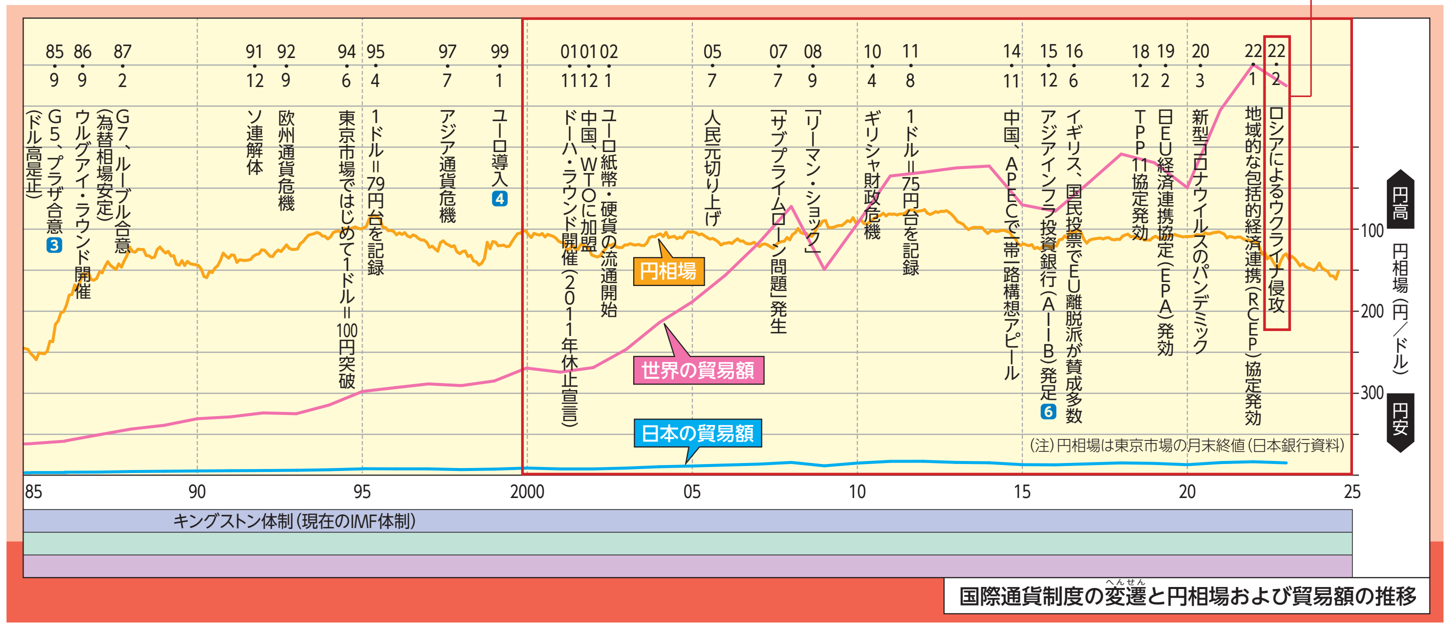

国際通貨制度の変遷と円相場および貿易額の推移

</td></tr>
<tr><td>34
35
36</td><td>

台頭する新興国

現在，アジア，南米，ロシアなどで新興国の経済発展がめざましい。これらのうち，ブラジル(Brazil)，[34] ロシア(Russia)，インド(India)，中国(China)，南アフリカ(South Africa)の5か国は頭文字をとってBRICS(ブリックス)とよばれている。

なかでも中国の発展が著(いちじる)しく，GDPはアメリカについで世界第2位，日本の2倍以上である。国際的にも存在感を高め，日米主導のアジア投資[36]銀行に対抗してアジアインフラ投資銀行(AIIB)(Asian Infrastructure Investment Bank, 2015年)を設立する一方で，「一帯一路」をうたい，陸と海のシルクロード経済圏の構築をめざしている。こうして，今や中国は政治的，経済的，軍事的にアメリカを脅(おびや)かす存在となり，両国の緊張は2018年にはじまる米中経済戦争❾[35]となってあらわれた。

❼二国間，あるいは，多国間で，関税・非関税障壁(しょうへき)を撤廃することによって自由貿易の促進をめざす協定のこと。
❽貿易障壁の撤廃に加え，知的財産の保護や労働力移動など，より広い分野での経済協力をめざす協定のこと。
[34]
[35] ❾アメリカは，中国との貿易で巨額の赤字を計上している。これに対し，トランプ政権は鉄鋼をはじめとする中国からの輸入品に高率の関税をかける措置をとった。対抗して，中国もアメリカから輸入している商品に報復(ほうふく)関税をかける措置をとった。

</td><td>

台頭する新興国

現在，アジア，南米，ロシアなどで新興国の経済発展がめざましい。これらのうち，ブラジル(Brazil)，❾[34] ロシア(Russia)，インド(India)，中国(China)，南アフリカ(South Africa)の5か国は頭文字をとってBRICS(ブリックス)とよばれている。

なかでも中国の発展が著(いちじる)しく，GDPはアメリカについで世界第2位，日本の2倍以上である。国際的にも存在感を高め，日米主導のアジア開発[36]銀行に対抗してアジアインフラ投資銀行(AIIB)(Asian Infrastructure Investment Bank, 2015年)を設立する一方で，「一帯一路」をうたい，陸と海のシルクロード経済圏の構築をめざしている。こうして，今や中国は政治的，経済的，軍事的にアメリカを脅(おびや)かす存在となり，両国の緊張は2018年にはじまる米中経済戦争❿[35]となってあらわれた。

❼二国間，あるいは，多国間で，関税・非関税障壁(しょうへき)を撤廃することによって自由貿易の促進をめざす協定のこと。
❽貿易障壁の撤廃に加え，知的財産の保護や労働力移動など，より広い分野での経済協力をめざす協定のこと。
[34] ❾2024年からはエジプトやイランが加わるなど，枠組みが拡大しつつある。
[35] ❿アメリカは，中国との貿易で巨額の赤字を計上している。これに対し，トランプ政権は鉄鋼をはじめとする中国からの輸入品に高率の関税をかける措置をとった。対抗して，中国もアメリカから輸入している商品に報復(ほうふく)関税をかける措置をとった。

</td></tr>
<tr><td>40</td><td>

新聞・雑誌

速報性が高く，時事的なテーマや問題をタイムリーに知るのに適している。記者だけでなく，各分野の専門家(研究者)が寄稿(きこう)した記事もある。基本的に短くて読みやすい分，問題の一面だけを切り取った論述になりやすい。また，速報性が高い分，誤情報が含まれることもあるので注意が必要。

さがし方

●**新聞縮刷版**(しゅくさつ)：大きな図書館には過去の新聞が製本されて保管されている
●**雑誌のバックナンバー(過去の号)**：図書館に保管されていることがある
●**各新聞社のオンライン記事データベース**：学校や図書館で契約していれば利用できる
「朝日けんさくくん」「スクールヨミダス」「日経テレコン」など
●**各新聞や週刊誌などのウェブサイト**：無料公開されている記事があり，検索できる

※総合誌やビジネス雑誌，経済誌は，時事的なテーマで特集を組むことが多い。過去の特集は出版社のホームページで知ることができる。

</td><td>

新聞・雑誌

速報性が高く，時事的なテーマや問題をタイムリーに知るのに適している。記者だけでなく，各分野の専門家(研究者)が寄稿(きこう)した記事もある。基本的に短くて読みやすい分，問題の一面だけを切り取った論述になりやすい。また，速報性が高い分，誤情報が含まれることもあるので注意が必要。

さがし方

●**新聞縮刷版**(しゅくさつ)：大きな図書館には過去の新聞が製本されて保管されている
●**雑誌のバックナンバー(過去の号)**：図書館に保管されていることがある
●**各新聞社のオンライン記事データベース**：学校や図書館で契約していれば利用できる
「朝日けんさくくん」「ヨミダススクール」「日経テレコン」など
●**各新聞や週刊誌などのウェブサイト**：無料公開されている記事があり，検索できる

※総合誌やビジネス雑誌，経済誌は，時事的なテーマで特集を組むことが多い。過去の特集は出版社のホームページで知ることができる。

</td></tr>
</table>

図書の記号・番号	公共 701

番号	原文
42 43	

ることを旨として，行われなければならない。

第５条〔国際的協調による地球環境保全の積極的推進〕　地球環境保全が人類共通の課題であるとともに国民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であること及び我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみ，地球環境保全は，我が国の能力を生かして，及び国際社会において我が国の占める地位に応じて，国際的協調の下に積極的に推進されなければならない。

42

個人情報保護法（抜すい）

●公布 2003（平成15）年5月30日

（正式名称は「個人情報の保護に関する法律」）

第１条〔目的〕　この法律は，高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み，個人情報の適正な取扱いに関し，基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め，国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに，個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより，個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ，個人の権利利益を保護することを目的とする。

第15条〔利用目的の特定〕　①個人情報取扱事業者は，個人情報を取り扱うに当たっては，その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

第16条〔利用目的による制限〕　①個人情報取扱事業者は，あらかじめ本人の同意を得ないで，前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて，個人情報を取り扱ってはならない。

第17条〔適正な取得〕　①個人情報取扱事業者は，偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

第18条〔取得に際しての利用目的の通知等〕　①個人情報取扱事業者は，個人情報を取得した場合は，あらかじめその利用目的を公表している場合を除き，速やかに，その利用目的を，本人に通知し，又は公表しなければならない。

第19条〔データ内容の正確性の確保等〕　個人情報取扱事業者は，利用目的の達成に必要な範囲内において，個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに，利用する必要がなくなったときは，当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

第20条〔安全管理措置〕　個人情報取扱事業者は，その取り扱う個人データの漏えい，滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第28条〔開示〕　①本人は，個人情報取扱事業者に対し，当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。

第29条〔訂正等〕　①本人は，個人情報取扱事業者に対し，当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは，当該保有個人データの内容の訂正，追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請求することができる。

42

情報公開法（抜すい）

●公布 1999（平成11）年5月14日

（正式名称は「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」）

第1条〔目的〕　この法律は，国民主権の理念にのっとり，行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により，行政機関の保有する情報の一層の公開を図り，もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに，国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

第３条〔開示請求権〕　何人も，この法律の定めるところにより，行政機関の長（前条第１項第４号及び第５号の政令で定める機関にあっては，その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）に対し，当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

第５条〔行政文書の開示義務〕　行政機関の長は，開示請求があったときは，開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き，開示請求者に対し，当該行政文書を開示しなければならない。……

民法（抜すい）

●改正公布 1947（昭和22）年12月22日

第１編　総則

第１条〔基本原則〕　①私権は，公共の福祉に適合しなければならない。
②権利の行使及び義務の履行は，信義に従い誠実に行わなければならない。
③権利の濫用は，これを許さない。

第２条〔解釈の基準〕　この法律は，個人の尊厳と両性の本質的平等を旨として，解釈しなければならない。

第３条　①私権の享有は，出生に始まる。
②外国人は，法令又は条約の規定により禁止される場合を除き，私権を享有する。

第４条〔成年〕　年齢18歳をもって，成年とする。

第５条〔未成年者の法律行為〕　①未成年者が法律行為をするには，その法定代理人の同意を得なければならない。ただし，単に権利を得，又は義務を免れる法律行為については，この限りでない。
②前項の規定に反する法律行為は，取り消すことができる。

第90条〔公序良俗〕　公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は，無効とする。

第95条〔錯誤〕　①意思表示は，次に掲げる錯誤に基づくものであって，その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは，取り消すことができる。
1　意思表示に対応する意思を欠く錯誤
2　表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤

第96条〔詐欺又は強迫〕　①詐欺又は強迫による意思表示は，取り消すことができる。
②相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては，相手方がその事実を知り，又は知ることができたときに限り，その意思表示を取り消すことができる。

第２編　物権

第206条〔所有権の内容〕　所有者は，法令の制限内において，自由にその所有物の使用，収益及び処分をする権利を有する。

第３編　債権

第446条〔保証人の責任等〕　①保証人は，主たる債務者がその債務を履行しないときに，その履行をする責任を負う。
②保証契約は，書面でしなければ，その効力を生じない。
③保証契約がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは，その保証契約は，書面によってされたものとみなして，前項の規定を適用する。

第523条〔承諾の期間の定めのある申込み〕　①承諾の期間を定めてした申込みは，撤回することができない。ただし，申込者が撤回をする権利を留保したときは，この限りでない。
②申込者が前項の申込みに対して同項の期間内に承諾の通知を受けなかったときは，その申込みは，その効力を失う。

第549条〔贈与〕　贈与は，当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思を表示し，相手方が受諾をすることによって，その効力を生ずる。

第555条〔売買〕　売買は，当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し，相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって，その効力を生ずる。

第586条〔交換〕　①交換は，当事者が互いに金銭の所有権以外の財産権を移転することを約することによって，その効力を生ずる。
②当事者の一方が他の権利とともに金銭の所有権を移転することを約した場合におけるその金銭については，売買の代金に関する規定を準用する。

第587条〔消費貸借〕　消費貸借は，当事者の一方が種類，品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約して相手方から金銭その他の物を受け取ることによって，その効力を生ずる。

第593条〔使用貸借〕　使用貸借は，当事者の一方がある物を引き渡すことを約し，相手方がその受け取った物について無償で使用及び収益をして契約が終了したときに返還をすることを約することによって，その効力を生ずる。

第601条〔賃貸借〕　賃貸借は，当事者の一方がある物の使用及び収益を相手方にさせることを約し，相手方がこれに対してその賃料を支払うこと及び引渡しを受けた物を契約が終了したときに返還することを約することによって，その効力を生ずる。

第623条〔雇用〕　雇用は，当事者の一方が相手方に対して労働に従事することを約し，相手方がこれに対してその報酬を与えることを約することによって，その効力を生ずる。

第632条〔請負〕　請負は，当事者の一方がある仕事を完成することを約し，相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって，その効力を生ずる。

第643条〔委任〕　委任は，当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し，相手方がこれを承諾することによって，その効力を生ずる。

第695条〔和解〕　和解は，当事者が互いに譲歩をしてその間に存する争いをやめることを約することによって，その効力を生ずる。

第709条〔不法行為による損害賠償〕　故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は，これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

第710条〔財産以外の損害の賠償〕　他人の身体，自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず，前条の規定により損害賠償の責任を負う者は，財産以外の損害に対しても，その賠償をしなければならない。

第４編　親族

第725条〔親族の範囲〕　次に掲げる者は，親族とする。
1　６親等内の血族
2　配偶者
3　３親等内の姻族

第726条〔親等の計算〕　①親等は，親族間の世代数を数えて，これを定める。
②傍系親族の親等を定めるには，その一人又はその配偶者から同一の祖先にさかのぼり，その祖先から他の一人に下るまでの世代数による。

第730条〔親族間の扶け合い〕　直系血族及び同居の親族は，互いに扶け合わなければならない。

第731条〔婚姻適齢〕　婚姻は，18歳にならなければ，することができない。

第734条〔近親者間の婚姻の禁止〕　①直系血族又は３親等内の傍系血族の間では，婚姻をすることができない。ただし，養子と養方の傍系血族との間では，この限りでない。

第750条〔夫婦の氏〕　夫婦は，婚姻の際に定めるところに従い，夫又は妻の氏を称する。

第752条〔同居，協力及び扶助の義務〕　夫婦は同居し，互いに協力し扶助しなければならない。

第818条〔親権者〕　①成年に達しない子は，父母の親権に服する。
②子が養子であるときは，養親の親権に服する。
③親権は，父母の婚姻中は，父母が共同して行う。ただし，父母の一方が親権を行うことができないときは，他の一方が行う。

第820条〔監護及び教育の権利義務〕　親権を行う者は，子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し，義務を負う。　43

第822条〔懲戒〕　親権を行う者は，第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。

第877条〔扶養義務者〕　①直系血族及び兄弟姉妹は，互いに扶養をする義務がある。

第５編　相続

第900条〔法定相続分〕　同順位の相続人が数人あるときは，その相続分は，次の各号の定めるところによる。
1　子及び配偶者が相続人であるときは，子の相続分及び配偶

42
43

ることを旨として，行われなければならない。

第５条（国際的協調による地球環境保全の積極的推進）　地球環境保全が人類共通の課題であるとともに国民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であること及び我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみ，地球環境保全は，我が国の能力を生かして，及び国際社会において我が国の占める地位に応じて，国際的協調の下に積極的に推進されなければならない。

42

個人情報保護法（抜すい）

●公布
2003（平成15）年5月30日

（正式名称は「個人情報の保護に関する法律」）

第１条（目的）　この法律は，デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み，個人情報の適正な取扱いに関し，基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め，国及び地方公共団体の責務等を明らかにし，個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに，個人情報保護委員会を設置することにより，行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り，並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ，個人の権利利益を保護することを目的とする。

第17条（利用目的の特定）　①個人情報取扱事業者は，個人情報を取り扱うに当たっては，その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

第18条（利用目的による制限）　①個人情報取扱事業者は，あらかじめ本人の同意を得ないで，前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて，個人情報を取り扱ってはならない。

第20条（適正な取得）　①個人情報取扱事業者は，偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

第21条（取得に際しての利用目的の通知等）　①個人情報取扱事業者は，個人情報を取得した場合は，あらかじめその利用目的を公表している場合を除き，速やかに，その利用目的を，本人に通知し，又は公表しなければならない。

第22条（データ内容の正確性の確保等）　個人情報取扱事業者は，利用目的の達成に必要な範囲内において，個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに，利用する必要がなくなったときは，当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

第23条（安全管理措置）　個人情報取扱事業者は，その取り扱う個人データの漏えい，滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第33条（開示）　①本人は，個人情報取扱事業者に対し，当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。

第34条（訂正等）　①本人は，個人情報取扱事業者に対し，当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは，当該保有個人データの内容の訂正，追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請求することができる。

42

情報公開法（抜すい）

●公布
1999（平成11）年5月14日

（正式名称は「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」）

第1条（目的）　この法律は，国民主権の理念にのっとり，行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により，行政機関の保有する情報の一層の公開を図り，もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに，国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

第３条（開示請求権）　何人も，この法律の定めるところにより，行政機関の長（前条第１項第４号及び第５号の政令で定める機関にあっては，その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）に対し，当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

第５条（行政文書の開示義務）　行政機関の長は，開示請求があったときは，開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き，開示請求者に対し，当該行政文書を開示しなければならない。……

民法（抜すい）

●改正公布
1947（昭和22）年12月22日

第１編　総則

第１条（基本原則）　①私権は，公共の福祉に適合しなければならない。
②権利の行使及び義務の履行は，信義に従い誠実に行わなければならない。
③権利の濫用は，これを許さない。

第２条（解釈の基準）　この法律は，個人の尊厳と両性の本質的平等を旨として，解釈しなければならない。

第３条　①私権の享有は，出生に始まる。
②外国人は，法令又は条約の規定により禁止される場合を除き，私権を享有する。

第４条（成年）　年齢18歳をもって，成年とする。

第５条（未成年者の法律行為）　①未成年者が法律行為をするには，その法定代理人の同意を得なければならない。ただし，単に権利を得，又は義務を免れる法律行為については，この限りでない。
②前項の規定に反する法律行為は，取り消すことができる。

第90条（公序良俗）　公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は，無効とする。

第95条（錯誤）　①意思表示は，次に掲げる錯誤に基づくものであって，その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは，取り消すことができる。
1　意思表示に対応する意思を欠く錯誤
2　表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤

第96条（詐欺又は強迫）　①詐欺又は強迫による意思表示は，取り消すことができる。
②相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては，相手方がその事実を知り，又は知ることができたときに限り，その意思表示を取り消すことができる。

第２編　物権

第206条（所有権の内容）　所有者は，法令の制限内において，自由にその所有物の使用，収益及び処分をする権利を有する。

第３編　債権

第446条（保証人の責任等）　①保証人は，主たる債務者がその債務を履行しないときに，その履行をする責任を負う。
②保証契約は，書面でしなければ，その効力を生じない。
③保証契約がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは，その保証契約は，書面によってされたものとみなして，前項の規定を適用する。

第523条（承諾の期間の定めのある申込み）　①承諾の期間を定めてした申込みは，撤回することができない。ただし，申込者が撤回をする権利を留保したときは，この限りでない。
②申込者が前項の申込みに対して同項の期間内に承諾の通知を受けなかったときは，その申込みは，その効力を失う。

第549条（贈与）　贈与は，当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思を表示し，相手方が受諾をすることによって，その効力を生ずる。

第555条（売買）　売買は，当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し，相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって，その効力を生ずる。

第586条（交換）　①交換は，当事者が互いに金銭の所有権以外の財産権を移転することを約することによって，その効力を生ずる。
②当事者の一方が他の権利とともに金銭の所有権を移転することを約した場合におけるその金銭については，売買の代金に関する規定を準用する。

第587条（消費貸借）　消費貸借は，当事者の一方が種類，品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約して相手方から金銭その他の物を受け取ることによって，その効力を生ずる。

第593条（使用貸借）　使用貸借は，当事者の一方がある物を引き渡すことを約し，相手方がその受け取った物について無償で使用及び収益をして契約が終了したときに返還をすることを約することによって，その効力を生ずる。

第601条（賃貸借）　賃貸借は，当事者の一方がある物の使用及び収益を相手方にさせることを約し，相手方がこれに対してその賃料を支払うこと及び引渡しを受けた物を契約が終了したときに返還することを約することによって，その効力を生ずる。

第623条（雇用）　雇用は，当事者の一方が相手方に対して労働に従事することを約し，相手方がこれに対してその報酬を与えることを約することによって，その効力を生ずる。

第632条（請負）　請負は，当事者の一方がある仕事を完成することを約し，相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって，その効力を生ずる。

第643条（委任）　委任は，当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し，相手方がこれを承諾することによって，その効力を生ずる。

第695条（和解）　和解は，当事者が互いに譲歩をしてその間に存する争いをやめることを約することによって，その効力を生ずる。

第709条（不法行為による損害賠償）　故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は，これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

第710条（財産以外の損害の賠償）　他人の身体，自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず，前条の規定により損害賠償の責任を負う者は，財産以外の損害に対しても，その賠償をしなければならない。

第４編　親族

第725条（親族の範囲）　次に掲げる者は，親族とする。
1　６親等内の血族
2　配偶者
3　３親等内の姻族

第726条（親等の計算）　①親等は，親族間の世代数を数えて，これを定める。
②傍系親族の親等を定めるには，その一人又はその配偶者から同一の祖先にさかのぼり，その祖先から他の一人に下るまでの世代数による。

第730条（親族間の扶け合い）　直系血族及び同居の親族は，互いに扶け合わなければならない。

第731条（婚姻適齢）　婚姻は，18歳にならなければ，することができない。

第734条（近親者間の婚姻の禁止）　①直系血族又は３親等内の傍系血族の間では，婚姻をすることができない。ただし，養子と養方の傍系血族との間では，この限りでない。

第750条（夫婦の氏）　夫婦は，婚姻の際に定めるところに従い，夫又は妻の氏を称する。

第752条（同居，協力及び扶助の義務）　夫婦は同居し，互いに協力し扶助しなければならない。

第818条（親権者）　①成年に達しない子は，父母の親権に服する。
②子が養子であるときは，養親の親権に服する。
③親権は，父母の婚姻中は，父母が共同して行う。ただし，父母の一方が親権を行うことができないときは，他の一方が行う。

第820条（監護及び教育の権利義務）　親権を行う者は，子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し，義務を負う。　43

第877条（扶養義務者）　①直系血族及び兄弟姉妹は，互いに扶養をする義務がある。

第５編　相続

第900条（法定相続分）　同順位の相続人が数人あるときは，その相続分は，次の各号の定めるところによる。
1　子及び配偶者が相続人であるときは，子の相続分及び配偶

図書の記号・番号	公共 701

番号	原文
44	

の事業活動を拘束し，又は遂行することにより，公共の利益に反して，一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

第27条〔設置・任務〕 ①内閣府設置法第49条第３項の規定に基づいて，第1条の目的を達成することを任務とする公正取引委員会を置く。

第28条〔職権行使の独立性〕 公正取引委員会の委員長及び委員は，独立してその職権を行う。

消費者基本法（抜すい）

●公布
1968（昭和43）年5月30日

第１条〔目的〕 この法律は，消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ，消費者の利益の擁護及び増進に関し，消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め，国，地方公共団体及び事業者の責務等を明らかにするとともに，その施策の基本となる事項を定めることにより，消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り，もつて国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

第２条〔基本理念〕 ①消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策（以下「消費者政策」という。）の推進は，国民の消費生活における基本的な需要が満たされ，その健全な生活環境が確保される中で，消費者の安全が確保され，商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され，消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され，消費者の意見が消費者政策に反映され，並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利であることを尊重するとともに，消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

第５条〔事業者の責務等〕 ①事業者は，第２条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にかんがみ，その供給する商品及び役務について，次に掲げる責務を有する。

1　消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。

2　消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。

3　消費者との取引に際して，消費者の知識，経験及び財産の状況等に配慮すること。

4　消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め，当該苦情を適切に処理すること。

第７条 ①消費者は，自ら進んで，その消費生活に関して，必要な知識を修得し，及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

②消費者は，消費生活に関し，環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

消費者契約法（抜すい）

●公布
2000（平成12）年5月12日

第１条〔目的〕 この法律は，消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差に鑑み，事業者の一定の行為により消費者が誤認し，又は困惑した場合等について契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとするとともに，事業者の損害賠償の責任を免除する条項その他の消費者の利益を不当に害することとなる条項の全部又は一部を無効とするほか，消費者の被害の発生又は拡大を防止するため適格消費者団体が事業者等に対し差止請求をすることができることとすることにより，消費者の利益の擁護を図り，もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第２条〔定義〕 ①この法律において「消費者」とは，個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。

②この法律（第43条第２項第２号を除く。）において「事業者」とは，法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。

第３条〔事業者及び消費者の努力〕 ①事業者は，次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

1　消費者契約の条項を定めるに当たっては，消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が，その解釈について疑義が生じない明確なもので，かつ，消費者にとって平易なものになるよう配慮すること。

2　消費者契約の締結について勧誘をするに際しては，消費者の理解を深めるために，物品，権利，役務その他の消費者契約の目的となるものの性質に応じ，個々の消費者の知識及び経験を考慮した上で，消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供すること。

②消費者は，消費者契約を締結するに際しては，事業者から提供された情報を活用し，消費者の権利義務その他の消費者契約の内容について理解するよう努めるものとする。

人権教育・啓発推進法（抜すい）

●公布
2000（平成12）年12月6日

（正式名称は「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」）

第１条〔目的〕 この法律は，人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり，社会的身分，門地，人種，信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ，人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について，国，地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに，必要な措置を定め，もって人権の擁護に資することを目的とする。

第２条〔定義〕 この法律において，人権教育とは，人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい，人権啓発とは，国民の間に人権尊重の理念を普及させ，及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

第３条〔基本理念〕 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は，学校，地域，家庭，職域その他の様々な場を通じて，国民が，その発達段階に応じ，人権尊重の理念に対する理解を深め，これを体得することができるよう，多様な機会の提供，効果的な手法の採用，国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

アイヌ施策推進法（抜すい）

●公布
2019（平成31）年4月26日

（正式名称は「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」）

第１条〔目的〕 この法律は，日本列島北部周辺，とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（以下「アイヌの伝統等」という。）が置かれている状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み，アイヌ施策の推進に関し，基本理念，国等の責務，政府による基本方針の策定，民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置，市町村（特別区を含む。以下同じ。）によるアイヌ施策推進地域計画の作成及びその内閣総理大臣による認定，当該認定を受けたアイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置，アイヌ政策推進本部の設置等について定めることにより，アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ，及びその誇りが尊重される社会の実現を図り，もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

第３条〔基本理念〕 ①アイヌ施策の推進は，アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう，アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等並びに我が国を含む国際社会において重要な課題である多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めることを旨として，行われなければならない。

③アイヌ施策の推進は，国，地方公共団体その他の関係する者の相互の密接な連携を図りつつ，アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて全国的な視点に立って行われなければならない。

国際連合憲章（抜すい）

●発効　1945年10月24日

第１章　目的及び原則

第１条〔国連の目的〕 国際連合の目的は，次のとおりである。

①国際の平和及び安全を維持すること。そのために，平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧とのため有効な集団的措置をとること並びに平和を破壊するに至る虞のある国際的の紛争又は事態の調整又は解決を平和的手段によって且つ正義及び国際法の原則に従って実現すること。

②人民の同権及び自決の原則の尊重に基礎をおく諸国間の友好関係を発展させること並びに世界平和を強化するために他の適当な措置をとること。

③経済的，社会的，文化的又は人道的性質を有する国際問題を解決することについて，並びに人種，性，言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて，国際協力を達成すること。

④これらの共通の目的の達成に当って諸国の行動を調和するための中心となること。

第２条〔行動の原則〕 この機構及びその加盟国は，第１条に掲げる目的を達成するに当っては，次の原則に従って行動しなければならない。

①この機構は，そのすべての加盟国の主権平等の原則に基礎をおいている。

②すべての加盟国は，加盟国の地位から生ずる権利及び利益を加盟国のすべてに保障するために，この憲章に従って負っている義務を誠実に履行しなければならない。

③すべての加盟国は，その国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危くしないように解決しなければならない。

④すべての加盟国は，その国際関係において，武力による威嚇又は武力の行使を，いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも，また，国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。

⑤すべての加盟国は，国際連合がこの憲章に従ってとるいかなる行動についても国際連合にあらゆる援助を与え，且つ，国際連合の防止行動又は強制行動の対象となっているいかなる国に対しても援助の供与を慎まなければならない。

⑥この機構は，国際連合加盟国でない国が，国際の平和及び安全の維持に必要な限り，これらの原則に従って行動することを確保しなければならない。

⑦この憲章のいかなる規定も，本質上いずれかの国の国内管轄権内にある事項に干渉する権限を国際連合に与えるものではなく，また，その事項をこの憲章に基く解決に付託することを加盟国に要求するものでもない。但し，この原則は，第７章に基く強制措置の適用を妨げるものではない。

第３章　機関

第７条〔機関〕 ①国際連合の主要機関として，総会，安全保障理事会，経済社会理事会，信託統治理事会，国際司法裁判所及び事務局を設ける。

第４章　総会

第18条〔表決手続〕 ①総会の各構成国は，１個の投票権を有する。

②重要問題に関する総会の決定は，出席し且つ投票する構成国の３分の２の多数によって行われる。……

第６章　紛争の平和的解決

第33条〔国連の目的〕 ①いかなる紛争でも継続が国際の平和及び安全の維持を危うくする虞のあるものについては，その当事者は，まず第一に，交渉，審査，仲介，調停，仲裁裁判，司法的解決，地域的機関又は地域的取極の利用その他当事者が選ぶ平和的手段による解決を求めなければならない。

②安全保障理事会は，必要と認めるときは，当事者に対して，その紛争を前記の手段によって解決するように要請する。

の事業活動を拘束し，又は遂行することにより，公共の利益に反して，一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

第27条〔設置・任務〕 ①内閣府設置法第49条第３項の規定に基づいて，第1条の目的を達成することを任務とする公正取引委員会を置く。

第28条〔職権行使の独立性〕 公正取引委員会の委員長及び委員は，独立してその職権を行う。

消費者基本法(抜すい)

●公布 1968(昭和43)年5月30日

第１条〔目的〕 この法律は，消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ，消費者の利益の擁護及び増進に関し，消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め，国，地方公共団体及び事業者の責務等を明らかにするとともに，その施策の基本となる事項を定めることにより，消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り，もつて国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

第２条〔基本理念〕 ①消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策(以下「消費者政策」という。)の推進は，国民の消費生活における基本的な需要が満たされ，その健全な生活環境が確保される中で，消費者の安全が確保され，商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され，消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され，消費者の意見が消費者政策に反映され，並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利であることを尊重するとともに，消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

第５条〔事業者の責務等〕 ①事業者は，第２条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にかんがみ，その供給する商品及び役務について，次に掲げる責務を有する。

1　消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。

2　消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。

3　消費者との取引に際して，消費者の知識，経験及び財産の状況等に配慮すること。

4　消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め，当該苦情を適切に処理すること。

第７条 ①消費者は，自ら進んで，その消費生活に関して，必要な知識を修得し，及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

②消費者は，消費生活に関し，環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

消費者契約法(抜すい)

●公布 2000(平成12)年5月12日

第１条〔目的〕 この法律は，消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差に鑑み，事業者の一定の行為により消費者が誤認し，又は困惑した場合等について契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとするとともに，事業者の損害賠償の責任を免除する条項その他の消費者の利益を不当に害することとなる条項の全部又は一部を無効とするほか，消費者の被害の発生又は拡大を防止するため適格消費者団体が事業者等に対し差止請求をすることができることとすることにより，消費者の利益の擁護を図り，もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第２条〔定義〕 ①この法律において「消費者」とは，個人(事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。)をいう。

②この法律(第43条第２項第２号を除く。)において「事業者」とは，法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。

第３条〔事業者及び消費者の努力〕 ①事業者は，次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

1　消費者契約の条項を定めるに当たっては，消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が，その解釈について疑義が生じない明確なもので，かつ，消費者にとって平易なものになるよう配慮すること。

2　消費者契約の締結について勧誘をするに際しては，消費者の理解を深めるために，物品，権利，役務その他の消費者契約の目的となるものの性質に応じ，事業者が知ることができた個々の消費者の年齢，心身の状態，知識及び経験を総合的に考慮した上で，消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供すること。

②消費者は，消費者契約を締結するに際しては，事業者から提供された情報を活用し，消費者の権利義務その他の消費者契約の内容について理解するよう努めるものとする。

人権教育・啓発推進法(抜すい)

●公布 2000(平成12)年12月6日

(正式名称は「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」)

第１条〔目的〕 この法律は，人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり，社会的身分，門地，人種，信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ，人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について，国，地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに，必要な措置を定め，もって人権の擁護に資することを目的とする。

第２条〔定義〕 この法律において，人権教育とは，人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい，人権啓発とは，国民の間に人権尊重の理念を普及させ，及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

第３条〔基本理念〕 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は，学校，地域，家庭，職域その他の様々な場を通じて，国民が，その発達段階に応じ，人権尊重の理念に対する理解を深め，これを体得することができるよう，多様な機会の提供，効果的な手法の採用，国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

アイヌ施策推進法(抜すい)

●公布 2019(平成31)年4月26日

(正式名称は「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」)

第１条〔目的〕 この法律は，日本列島北部周辺，とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化(以下「アイヌの伝統等」という。)が置かれている状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み，アイヌ施策の推進に関し，基本理念，国等の責務，政府による基本方針の策定，民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置，市町村(特別区を含む。以下同じ。)によるアイヌ施策推進地域計画の作成及びその内閣総理大臣による認定，当該認定を受けたアイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置，アイヌ政策推進本部の設置等について定めることにより，アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ，及びその誇りが尊重される社会の実現を図り，もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

第３条〔基本理念〕 ①アイヌ施策の推進は，アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう，アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等並びに我が国を含む国際社会において重要な課題である多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めることを旨として，行われなければならない。

③アイヌ施策の推進は，国，地方公共団体その他の関係する者の相互の密接な連携を図りつつ，アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて全国的な視点に立って行われなければならない。

国際連合憲章(抜すい)

●発効　1945年10月24日

第１章　目的及び原則

第１条〔国連の目的〕 国際連合の目的は，次のとおりである。

①国際の平和及び安全を維持すること。そのために，平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧とのため有効な集団的措置をとること並びに平和を破壊するに至る虞のある国際的の紛争又は事態の調整又は解決を平和的手段によって且つ正義及び国際法の原則に従って実現すること。

②人民の同権及び自決の原則の尊重に基礎をおく諸国間の友好関係を発展させること並びに世界平和を強化するために他の適当な措置をとること。

③経済的，社会的，文化的又は人道的性質を有する国際問題を解決することについて，並びに人種，性，言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて，国際協力を達成すること。

④これらの共通の目的の達成に当って諸国の行動を調和するための中心となること。

第２条〔行動の原則〕 この機構及びその加盟国は，第１条に掲げる目的を達成するに当っては，次の原則に従って行動しなければならない。

①この機構は，そのすべての加盟国の主権平等の原則に基礎をおいている。

②すべての加盟国は，加盟国の地位から生ずる権利及び利益を加盟国のすべてに保障するために，この憲章に従って負っている義務を誠実に履行しなければならない。

③すべての加盟国は，その国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危くしないように解決しなければならない。

④すべての加盟国は，その国際関係において，武力による威嚇又は武力の行使を，いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも，また，国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。

⑤すべての加盟国は，国際連合がこの憲章に従ってとるいかなる行動についても国際連合にあらゆる援助を与え，且つ，国際連合の防止行動又は強制行動の対象となっているいかなる国に対しても援助の供与を慎まなければならない。

⑥この機構は，国際連合加盟国でない国が，国際の平和及び安全の維持に必要な限り，これらの原則に従って行動することを確保しなければならない。

⑦この憲章のいかなる規定も，本質上いずれかの国の国内管轄権内にある事項に干渉する権限を国際連合に与えるものではなく，また，その事項をこの憲章に基く解決に付託することを加盟国に要求するものでもない。但し，この原則は，第７章に基く強制措置の適用を妨げるものではない。

第３章　機関

第７条〔機関〕 ①国際連合の主要機関として，総会，安全保障理事会，経済社会理事会，信託統治理事会，国際司法裁判所及び事務局を設ける。

第４章　総会

第18条〔表決手続〕 ①総会の各構成国は，１個の投票権を有する。

②重要問題に関する総会の決定は，出席し且つ投票する構成国の３分の２の多数によって行われる。……

第６章　紛争の平和的解決

第33条〔国連の目的〕 ①いかなる紛争でも継続が国際の平和及び安全の維持を危うくする虞のあるものについては，その当事者は，まず第一に，交渉，審査，仲介，調停，仲裁裁判，司法的解決，地域的機関又は地域的取極の利用その他当事者が選ぶ平和的手段による解決を求めなければならない。

②安全保障理事会は，必要と認めるときは，当事者に対して，その紛争を前記の手段によって解決するように要請する。

図書の記号・番号	公共 701

番号	原文

45
46
47

年	日本	内閣	世界
	(月)		(月)
1972 (昭和47)	❷冬季オリンピック札幌大会 ❺沖縄復帰 ❾日中共同声明	田中角栄 1972.7～74.12	❷ニクソン米大統領，中国訪問 ❺米ソ，SALT Ⅰに調印 ❻国連人間環境会議（ストックホルム会議）
73	❷円，変動為替相場制へ移行 ❿第一次石油危機始まる		❶ベトナム和平協定調印 ❿第四次中東戦争起こる
74	＊戦後初のマイナス成長		❹国連資源特別総会 ❺インド，原爆実験
75	⓬赤字国債発行 ＊大学生200万人突破（進学率34.2％）	三木武夫 1974.12～76.12	❹サイゴン陥落，ベトナム戦争終結 ⓫第１回先進国首脳会議（サミット）
76	❷ロッキード事件発覚		❻南北ベトナム統一
77	❼領海12海里，漁業水域200海里施行	福田赳夫 1976.12～78.12	⓬ベトナム，カンボジア侵攻
78	❽日中平和友好条約調印		❺第１回国連軍縮特別総会
79	❶共通一次試験始まる ❻先進国首脳会議，東京で開催	大平正芳 1978.12～80.6	❶米・中国交回復 ❷イラン革命。中越国境戦争 ❸米，スリーマイル島原発事故 ⓬ソ連，アフガニスタンに軍事介入
1980 80	＊校内暴力，家庭内暴力深刻化	鈴木善幸 1980.7～82.11	❼西側諸国，モスクワ五輪不参加 ❾イラン・イラク戦争始まる
81	❸臨時行政調査会発足		❹米，初のスペースシャトル打ち上げ
82	❽参議院に比例代表制を導入		❹フォークランド紛争
83	＊パソコン，ワープロ，急速に普及	中曽根康弘 1982.11～87.11	⓬米，欧州に中距離核兵器実戦配備
84	❾韓国大統領，初来日		❼東側諸国，ロサンゼルス五輪不参加 ＊アフリカの飢餓深刻化
85	❻男女雇用機会均等法公布		❸ソ連，ゴルバチョフ政権成立 ❾プラザ合意
86	⓬国鉄分割・民営化法公布		❹チェルノブイリ原発事故
87	＊防衛費，GNP１％枠突破	竹下　登 1987.11～89.6	⓬米・ソ，INF全廃条約調印
88	❻牛肉・オレンジ輸入自由化決定 ❼リクルート事件発覚		❺ソ連，アフガニスタン撤退開始 ❽イラン・イラク戦争停戦
89 (平成元)	❶元号「昭和」から「平成」へ ❹消費税スタート	宇野宗佑 1989.6～89.8	❻中国，天安門事件 ⓫ベルリンの壁崩壊
45	⓬株価が史上最高値をつける	海部俊樹 1989.8～91.11	⓬米ソ首脳マルタ会談（冷戦終結） ＊東欧の民主化ひろがる
1990 90	❶センター試験始まる ＊株価・地価急落，「バブル経済」破綻		❽湾岸危機・湾岸戦争（～91年３月） ❿東西ドイツ統一
91	❺雲仙・普賢岳で火砕流		⓬ソ連解体
92	❻PKO協力法成立 ❾自衛隊をカンボジアに派遣	宮沢喜一 1991.11～93.8	❻ブラジルで「地球サミット」開幕 ＊旧ユーゴの民族紛争深刻化
93	❽「非自民」連立政権成立 ⓬米の部分開放を決定	細川護熙 1993.8～94.4	❾イスラエル，PLO暫定自治協定調印 ⓫EU発足
94	＊米不足，外国産米の輸入	羽田　孜 1994.4～94.6	❺南ア大統領にマンデラ就任
95	❶阪神・淡路大震災 ❸地下鉄サリン事件	村山富市 1994.6～96.1	❶WTO発足 ❾仏，南太平洋で地下核実験を強行
96	❷エイズ薬害で厚相謝罪 ❽新潟県巻町で条例制定による住民投票実施	橋本龍太郎 1996.1～98.7	❾CTBT，国連総会で採択
97	❹消費税５％に引き上げ ❺アイヌ文化振興法成立 ❻臓器移植法成立		❷英でクローン羊誕生の報道 ❼香港返還 ❼アジア通貨危機
98	＊金融ビッグバン	小渕恵三 1998.7～2000.4	❺インド，パキスタン核実験 ❺インドネシア，スハルト政権崩壊
99	❺ガイドライン関連法成立 ❼食料・農業・農村基本法制定 ❾東海村臨界事故発生		❶EU，単一通貨ユーロ導入 ⓬マカオ返還

年	日本	内閣	世界
	(月)		(月)
2000 2000 (平成12)	❶国会に憲法調査会設置 ❾三宅島噴火で全島民避難	森喜朗 2000.4～01.4	❻韓国と北朝鮮，南北首脳初会談
01	❶中央省庁，１府12省庁へ再編 ❻ハンセン病補償法成立 ⓫海上自衛隊インド洋派遣	小泉純一郎 2001.4～06.9	❾米で同時多発テロ事件 ❿米，英など，アフガニスタンへ軍事行動
02	❾初の日朝首脳会談。北朝鮮，拉致事実認める		❼アフリカ連合（AU）発足 ❾持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルク）
03	❻有事法制関連３法成立		❸イラク戦争 ❽第１回６か国協議
04	❶自衛隊イラク派遣 ❺裁判員法成立 ❻有事法制関連７法成立		❺EU25か国に拡大 ⓬スマトラ島沖地震，津波で大被害
05	❹JR西日本，尼崎で脱線事故 ＊日本の人口が減少に転じる		❷京都議定書発効
06	❺日米政府，在日米軍再編合意 ⓬教育基本法改正	安倍晋三 2006.9～07.9	❼イスラエル，レバノンへ軍事行動 ❿北朝鮮，核実験
07	❺国民投票法成立	福田康夫 2007.9～08.9	❷6か国協議，合意文書採択
08	❹後期高齢者医療制度導入	麻生太郎 2008.9～09.9	❽ロシア，グルジア（現ジョージア）に軍事侵攻 ＊世界金融危機
09	❾民主党中心の連立政権成立	鳩山由紀夫 2009.9～2010.6 47	❶米でオバマ大統領就任
2010 10	❼改正臓器移植法施行	菅直人 2010.6～11.9	❹ギリシャ財政危機 ❹メキシコ湾で原油流出事故
11	❸東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故	野田佳彦 2011.9～12.12	＊チュニジア，エジプト，リビアで独裁政権崩壊
12	❽消費増税関連法成立 ⓬自民党中心の連立政権成立	安倍晋三 2012.12～20.9	⓫パレスチナ，国連総会決議で「オブザーバー国家」に昇格
13	❼TPP交渉に正式参加 ⓬特定秘密保護法成立		⓫イラン核開発問題，計画縮小で合意
14	❹消費税８％に引き上げ ❼「集団的自衛権」の行使容認を閣議決定		❸ロシア，クリミア半島（ウクライナ）の編入を宣言
15	❻選挙権年齢，18歳以上に引き下げ ❾安全保障関連法成立		❼アメリカとキューバ，国交回復 ⓬パリ協定採択 ⓬アジアインフラ投資銀行（AIIB）発足
16	❶マイナンバー制度発足 ❷TPP調印		❻イギリス，国民投票でEU離脱派が賛成多数
17	❻「テロ等準備罪」を新設する改正組織犯罪処罰法成立		❶米でトランプ大統領就任 ❼核兵器禁止条約，国連総会で採択
18	❸TPP11協定調印		❻米朝首脳初会談
19	❹アイヌ施策推進法成立 ❺元号「平成」から「令和」へ ❿消費税10％に引き上げ		❽INF全廃条約失効
2020 20	❹新型コロナで「緊急事態宣言」発令 ⓫地域的な包括的経済連携（RCEP）協定調印	菅義偉 2020.9～21.10	❶イギリス，EU離脱 ❸WHO，新型コロナ感染拡大を「パンデミック」と認定
21	❼❽東京オリンピック・パラリンピック競技大会	岸田文雄 2021.10～	❷ミャンマー，軍事クーデタ ❽米，アフガニスタンから完全撤退
22	❹改正民法施行，成年年齢が18歳に ⓬安全保障関連３文書を閣議決定 ＊出生数80万人割れ		❷ロシア，ウクライナに軍事侵攻 ＊世界人口80億人を突破
23	❺広島サミット		❷ロシア，新STARTの履行停止を表明

46

図書の記号・番号	公共 701

番号	訂正文

45
46
47

年	日本	内閣	世界
	(月)		(月)
1972 (昭和47)	❷冬季オリンピック札幌大会 ❺沖縄復帰 ❾日中共同声明	田中角栄 1972.7～74.12	❷ニクソン米大統領，中国訪問 ❺米ソ，SALT Ⅰに調印 ❻国連人間環境会議（ストックホルム会議）
73	❷円，変動為替相場制へ移行 ❿第一次石油危機始まる		❶ベトナム和平協定調印 ❿第四次中東戦争起こる
74	＊戦後初のマイナス成長		❹国連資源特別総会 ❺インド，原爆実験
75	⓬赤字国債発行 ＊大学生200万人突破（進学率34.2％）	三木武夫 1974.12～76.12	❹サイゴン陥落，ベトナム戦争終結 ⓫第1回先進国首脳会議（サミット）
76	❷ロッキード事件発覚		❻南北ベトナム統一
77	❼領海12海里，漁業水域200海里施行	福田赳夫 1976.12～78.12	⓬ベトナム，カンボジア侵攻
78	❽日中平和友好条約調印		❺第1回国連軍縮特別総会
79	❶共通一次試験始まる ❻先進国首脳会議，東京で開催	大平正芳 1978.12～80.6	❶米・中国交回復 ❷イラン革命。中越国境戦争 ❸米，スリーマイル島原発事故 ⓬ソ連，アフガニスタンに軍事介入
1980 80	＊校内暴力，家庭内暴力深刻化	鈴木善幸 1980.7～82.11	❼西側諸国，モスクワ五輪不参加 ❾イラン・イラク戦争始まる
81	❸臨時行政調査会発足		❹米，初のスペースシャトル打ち上げ
82	❽参議院に比例代表制を導入	中曽根康弘 1982.11～87.11	❹フォークランド紛争
83	＊パソコン，ワープロ，急速に普及		⓬米，欧州に中距離核兵器実戦配備
84	❾韓国大統領，初来日		❼東側諸国，ロサンゼルス五輪不参加 ＊アフリカの飢餓深刻化
85	❻男女雇用機会均等法公布		❸ソ連，ゴルバチョフ政権成立 ❾プラザ合意
86	⓬国鉄分割・民営化法公布		❹チェルノブイリ原発事故
87	＊防衛費，GNP1％枠突破	竹下　登 1987.11～89.6	⓬米・ソ，INF全廃条約調印
88	❻牛肉・オレンジ輸入自由化決定 ❼リクルート事件発覚		❺ソ連，アフガニスタン撤退開始 ❽イラン・イラク戦争停戦
89 (平成元)	❶元号「昭和」から「平成」へ ❹消費税スタート	宇野宗佑 1989.6～89.8	❻中国，天安門事件 ⓫ベルリンの壁崩壊
45 1990 90	⓬株価が史上最高値をつける（2024年に更新） ❶センター試験始まる ＊株価・地価急落，「バブル経済」破綻	海部俊樹 1989.8～91.11	⓬米ソ首脳マルタ会談（冷戦終結） ＊東欧の民主化ひろがる ❽湾岸危機・湾岸戦争（～91年3月） ❿東西ドイツ統一
91	❺雲仙・普賢岳で火砕流	宮沢喜一 1991.11～93.8	⓬ソ連解体
92	❻PKO協力法成立 ❾自衛隊をカンボジアに派遣		❻ブラジルで「地球サミット」開幕 ＊旧ユーゴの民族紛争深刻化
93	❽「非自民」連立政権成立 ⓬米の部分開放を決定	細川護熙 1993.8～94.4	❾イスラエル，PLO暫定自治協定調印 ⓫EU発足
94	＊米不足，外国産米の輸入	羽田　孜 1994.4～94.6	❺南ア大統領にマンデラ就任
95	❶阪神・淡路大震災 ❸地下鉄サリン事件	村山富市 1994.6～96.1	❶WTO発足 ❾仏，南太平洋で地下核実験を強行
96	❷エイズ薬害で厚相謝罪 ❽新潟県巻町で条例制定による住民投票実施	橋本龍太郎 1996.1～98.7	❾CTBT，国連総会で採択
97	❹消費税5％に引き上げ ❺アイヌ文化振興法成立 ❻臓器移植法成立		❷英でクローン羊誕生の報道 ❼香港返還 ❼アジア通貨危機
98	＊金融ビッグバン	小渕恵三 1998.7～2000.4	❺インド，パキスタン核実験 ❺インドネシア，スハルト政権崩壊
99	❺ガイドライン関連法成立 ❼食料・農業・農村基本法制定 ❾東海村臨界事故発生		❶EU，単一通貨ユーロ導入 ⓬マカオ返還

年	日本	内閣	世界
	(月)		(月)
2000 (平成12)	❶国会に憲法調査会設置 ❾三宅島噴火で全島民避難	森喜朗 2000.4～01.4	❻韓国と北朝鮮，南北首脳初会談
01	❶中央省庁，1府12省庁へ再編 ❻ハンセン病補償法成立 ⓫海上自衛隊インド洋派遣	小泉純一郎 2001.4～06.9	❾米で同時多発テロ事件 ❿米，英など，アフガニスタンへ軍事行動
02	❾初の日朝首脳会談。北朝鮮，拉致事実認める		❼アフリカ連合（AU）発足 ❾持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルク）
03	❻有事法制関連3法成立		❸イラク戦争 ❽第1回6か国協議
04	❶自衛隊イラク派遣 ❺裁判員法成立 ❻有事法制関連7法成立		❺EU25か国に拡大 ⓬スマトラ島沖地震，津波で大被害
05	❹JR西日本，尼崎で脱線事故 ＊日本の人口が減少に転じる		❷京都議定書発効
06	❺日米政府，在日米軍再編合意 ⓬教育基本法改正	安倍晋三 2006.9～07.9	❼イスラエル，レバノンへ軍事行動 ❿北朝鮮，核実験
07	❺国民投票法成立	福田康夫 2007.9～08.9	❷6か国協議，合意文書採択
08	❹後期高齢者医療制度導入	麻生太郎 2008.9～09.9	❽ロシア，グルジア（現ジョージア）に軍事侵攻 ＊世界金融危機
2010 09	❾民主党中心の連立政権成立	鳩山由紀夫 2009.9～10.6 47	❶米でオバマ大統領就任
10	❼改正臓器移植法施行	菅直人 2010.6～11.9	❹ギリシャ財政危機 ❹メキシコ湾で原油流出事故
11	❸東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故	野田佳彦 2011.9～12.12	＊チュニジア，エジプト，リビアで独裁政権崩壊
12	❽消費増税関連法成立 ⓬自民党中心の連立政権成立	安倍晋三 2012.12～20.9	⓫パレスチナ，国連総会決議で「オブザーバー国家」に昇格
13	❼TPP交渉に正式参加 ⓬特定秘密保護法成立		⓫イラン核開発問題，計画縮小で合意
14	❹消費税8％に引き上げ ❼「集団的自衛権」の行使容認を閣議決定		❸ロシア，クリミア半島（ウクライナ）の編入を宣言
15	❻選挙権年齢，18歳以上に引き下げ ❾安全保障関連法成立		❼アメリカとキューバ，国交回復 ⓬パリ協定採択 ⓬アジアインフラ投資銀行（AIIB）発足
16	❶マイナンバー制度発足 ❷TPP調印		❻イギリス，国民投票でEU離脱派が賛成多数
17	❻「テロ等準備罪」を新設する改正組織犯罪処罰法成立		❶米でトランプ大統領就任 ❼核兵器禁止条約，国連総会で採択
18	❸TPP11協定調印		❻米朝首脳初会談
19	❹アイヌ施策推進法成立 ❺元号「平成」から「令和」へ ❿消費税10％に引き上げ		❽INF全廃条約失効
2020 20	❹新型コロナで「緊急事態宣言」発令 ⓫地域的な包括的経済連携（RCEP）協定調印	菅義偉 2020.9～21.10	❶イギリス，EU離脱 ❸WHO，新型コロナ感染拡大を「パンデミック」と認定
21	❼❽東京オリンピック・パラリンピック競技大会	岸田文雄 2021.10～24.10	❷ミャンマー，軍事クーデタ ❽米，アフガニスタンから完全撤退
22	❹改正民法施行，成年年齢が18歳に ⓬安全保障関連3文書を閣議決定		❷ロシア，ウクライナに軍事侵攻 ＊世界人口80億人を突破
23	❺広島サミット		❷ロシア，新STARTの履行停止を表明
24	❶能登半島地震	石破茂 2024.10～	

46
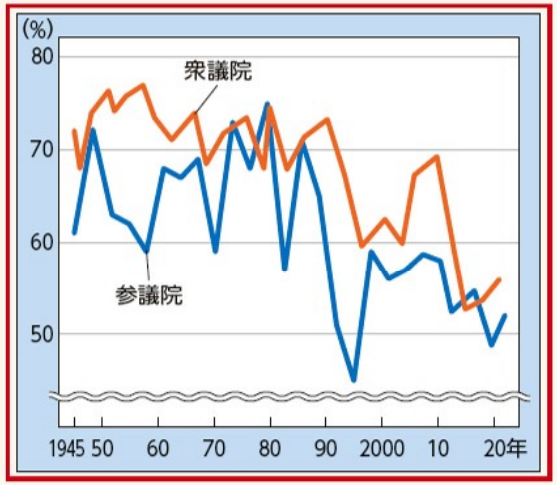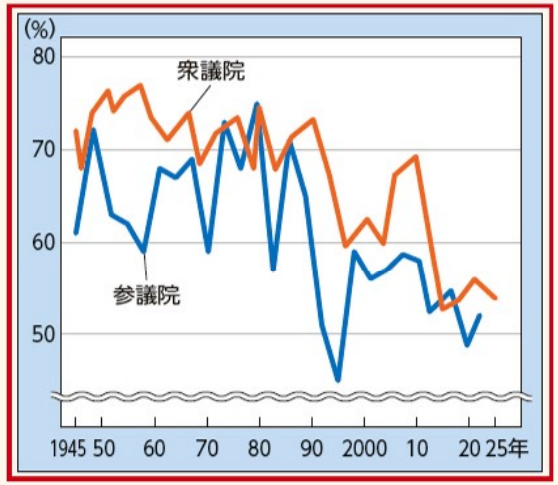
番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
1	75	注３	❸2021年の衆議院選挙では最大2.08倍，2022年の参議院選挙では最大3.03倍であった。	❸2024年の衆議院選挙では最大2.06倍，2022年の参議院選挙では最大3.03倍であった。
2	75	右下 グラフ５